

平成22年第4回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成22年12月15日(水曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 議案第 1 1 6 号 足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例（文教厚生常
任委員会）＜ P 3 ＞
- 日程第 2 一般質問 ＜ P 3 ～ P 5 7 ＞

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 12月10日に開催されました第4回定例会に伴います議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に、12月7日の本会議において文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第116号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 報道機関より取材のため写真撮影の申し出がありましたので、これを許可することにいたしたいと思います。

議案第116号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第116号足寄町地域支援事業条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。順番に発言を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は、平成22年度第4回定例会に臨み、大綱3点について一般質問をいたすものでございます。

第1点は、町長としての議会対策についてでございます。

現行法では、地方自治体の首長と議員はそれぞれ住民によって直接選ばれるわけでございます。このことは、通称二元代表制と、このように称されております。

問題は、両者が研修研さんを積み重ねながら議論を重ねて、努力の結果として結論の意思決定が、当然のごとく重要な政策等の実現に向けて、町民の負託にこたえた執行がなされるわけでございます。

そのような観点から、町長としての議会対策についての所見並びに所信をお伺いをいた

すところでございます。

2点目は、商店街の再開発についてでございます。

国道の拡幅事業の現状において、事業計画で変更を余儀なくされた商店街の再開発は、以前にも質問いたしましたところでございますが、今後においてどのような推移をするのでしょうか。現状では決してよいと言える状況ではありません。未来の商店街をどのように活力ある商店街にするのか、理事者の構想を示していただきたいと思うところでございます。

3点目は、町の経済活性化策についてお尋ねをするものでございます。

現状の足寄町の実態は、立地条件に恵まれているにもかかわらず、働く会社もなく、年々人口が減少し、高齢者人口が高まってきております。何としても足寄の地の利、質の利を生かした経済の活性化を展開しなければならぬと考えてございますが、町長はいかがお考えでしょうか。所信をお伺いするところでございます。

以上3点について、一般質問をいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町長としての議会対策についての御質問であります。現下の地方自治は首長、議会がともに住民を代表するいわゆる二元代表制のもとに行われております。

本来の二元代表制は、住民を代表する首長と議会が相互牽制、抑制と均衡によって緊張関係を保ち、議会と長は対等の機関として、議会は自治体の運営方針を決定、議決をし、その執行を監視、評価するとされております。

最近の名古屋市と阿久根市における市長と議会の対立が世間の関心を呼んでおりますが、双方とも住民を代表する権能からのぶつかり合いとなっている端的な事象であると思っております。

おかげさまで私どもにおきましては、総合計画や自律プランを基本とした施策や、財政運営におきましては何とか実現できたものと思っておりますが、これもひとえに議会議員の皆様、多くの住民の方々の御支援のたまものと感謝をしているところでございます。

これまで、私の政策の執行に当たりましては、議会の皆様には本会議はもちろんのこと常任委員会、特別委員会、議員協議会など機会をとらえ慎重な審議を重ねていただきました。今後におきましても、機をとらえ、御相談をさせていただき姿勢は崩さずにまいりたいと思っております。

次に、2点目の商店街の再開発についてお答えをいたします。

市街地再開発事業による商業各施設を中心とした商店街の活性化につきましては、平成20年第3回町議会定例会において、商業核施設の中心となるスーパー部門の業務提携の条件整備等が不透明であるなどの課題を総合的に判断をし、事業を断念した経過や、平成13年8月24日に国へ提出をいたしました足寄町中心市街地活性化基本計画が、平成18年8月の改正中心市街地活性化法施行により執行したことについて、高橋議員の一般質問にお答えをしたところでございます。

本町の商店街の現状といたしましては、車社会の進展や高速道路の無料化、経済状況などさまざまな要因に伴い、消費者ニーズが帯広圏の大型商業施設へ流出する傾向にあります。消費の低迷による売り上げの低下や、業者の高齢化、後継者不足が進んでいるなど商業を取り巻く環境は厳しい状況となっており、商店街の空洞化や衰退が心配されております。

商店街は、少子高齢化社会が進む中で、地域住民に役立つ地域コミュニティーの担い手として、活力のある地域発展に欠くことのできない経済活動の根幹をなすものであります。商店街がより魅力のある業種、業態に変化し、そのことにより地元での購買行動に大きな変化を与えるとともに、地域住民の二一

ズにいかに対応していくかが課題となっております。

そのための方策の一つとして、あしよろ銀河ホール21周辺を道の駅の役割としての交通ネットワーク拠点機能だけでなく、足寄町の顔として、多くの方々が集まるにぎわいの発生機能、町と駅の記憶機能、防災機能などがより発揮できるよう整備を進めているところであります。道の駅のにぎわいを商店街に招き入れていくため、道の駅の情報発信と商店個々が消費者にとって魅力のある商品・サービスを提供することが重要となるものと考えております。

この間、本町では、商店街に対する支援として、平成21年度には協同組合足寄スタンプ会の銀河カードの更新に対し支援を行い、エコポイントや子育て支援カード、プリペイドカードなどとしても使える新銀河カードして新たな魅力アップを図り、地元での購買意欲の増進に努めております。また、プレミアムつき商品券の発行に対する支援を行い、商店街の活性化や消費の町外流出の抑制を図っているところでもあります。

足寄町商工会では、町なかにある空き店舗、空き地対策として実態調査を行い、空き店舗、空き地のデータベース化を図り、今後、これらの活用等について検討を進めることとなっております。町といたしましても、空き店舗や空き地の増加に歯どめをかけ、集客力の高い魅力のある店舗を新たに建設するための補助金につきまして、町内商工業活性化の中心的な役割を担っていただいている足寄町商工会と連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

どのような商店街が望まれているのか、商工会との連携を図り、消費者である地域住民、町議会及び関係団体等の御理解と御協力をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の町の経済活性化策についてありますが、御指摘のとおり年々人口が減

少し、高齢者人口が増加してきております。

過去5年間の人口の推移を見ますと、平成18年3月末8,493人、前年比でいきますと78人の減。19年同期におきましては8,359人、同前年比134人の減。20年同8,154人、同205人の減。21年同7,969人、同185人の減。22年同7,891人、同78人の減となっており、5年間で680人、年平均で136人の人口減となっております。人口減の内訳では、平均死亡者が99人、平均出生者が61.8人で、いわゆる自然減と言われる減が37人、その他99人の減となっております。

高齢化率では平成18年30.76%、19年31.68%、20年32.64%、21年33.38%、22年33.11%と高い状況にあります。

こうした状況下において足寄の地の利、質の利を生かした経済の活性化の展開についてでございますが、この間の議会で議員各位との数回の質疑の中でもお答えをしているところでございますが、なかなか特効薬を見出すことは難しく、現状においては町の基幹産業である農林業の継続、振興に努めてきたところでございます。

農業分野では、とりわけ新規就農者による後継対策を進め、平成21年度で3戸、22年度においては1戸の新規就農者を迎えることができました。現在も新規就農研修センターを拠点といたしまして、3名の研修生が新規就農を目指しているところであり、今後さらに関係機関との連携を強め、後継者対策を進めていくことが重要と考えております。

一方、林業の振興につきましては、平成16年並びに平成18年の風倒災害の復旧対策により、植栽事業においては順調に推移をしておりますが、御案内のとおり本年3月末をもって森林組合の製材工場が閉鎖され、また、材価低迷もあり大変厳しい状況にあります。

全国的にも厳しい状況の中、国において本年、林業再生プランを策定し、国産材自給率

50%を打ち出しております。また、具現化の一つといたしまして、国内の公共建築物について低層化を図り、国産材を使用するということを義務づけする法律を制定いたしました。このことは、公共事業が大幅に削減される中、森林資源豊富な我が町にとって雇用の場の確保を含め、光明となり得るものと考えるところであり、関係機関と連携をし、情報収集しながら本町の林業振興策を確立していくべきと考えているところでございます。

以上で、高橋議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

8番（高橋幸雄君） それでは再質問をさせていただきます。

今回、まだ議会改革活性化プランが議会の合意を得ていないということもあったのですが、3点の質問をして、一問一答方式を試行しようかなということも考えておったのですが、現行の中では会議規則61条、運用例88でそれが不可能ということがわかりましたので、残念ながら変則総括質問、続いて再質問より一問一答方式で質問を続行させていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

まず、再質問の冒頭で町長に申し上げたいのですが、今定例会は来年の春の統一地方選挙を迎えて改選期でございます。これは首長も私も同じでございます。そういう時局の中で12月定例会というのは、今回の一般質問で私を含めて4人の一般質問者がいるわけですが、一般質問の趣旨からいきますれば、勇退する首長さんにお尋ねするような趣旨でないということでございまして、新聞等の紙上報道によりますれば、大体1月8日の後援会の新年交礼会の中でその辺の去就を明らかにするという記事を読ませさせていただきましたが、一般論から言わせていただければ、一番直近の定例議会、公の議会で一定の出処進退を明らかにするというのが通常原則でありまして、私も9回目の節目を迎えるわ

けですけれども、それは現時点でもその辺の出馬の去就ができないのかどうか、その辺を明らかにしていただきたい。

それによって再質問の論旨がまるっきり変わってくるんですね。出馬をされないという首長さんに平成23年度にかかわる事業執行についてのことをお尋ねすることはちょっといかがなものだろうか、こういうことになりますので、そうなりますれば、2期8年の総括的な質問の趣旨に変えざるを得ないということがありますので、この辺をちょっとめり張りをつけて明確に御答弁をいただきたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

来年の統一選挙、私自身も改選期を迎えるということでございます。

この定例会で出处進退を明らかにすべきでないかということでございますが、私はこの間、新聞記者さんの取材に対しましても、報道されているとおり年明けには最終的な考えを明らかにしたいということでお話をさせていただいているところでございます。

若干私ごとで大変恐縮でございますけれども、過日、私の後援会の方から引き続き立候補すべしという、こういう大変重たくもあり、また光栄である要請を受けたところでございます。言うまでもなく私を支えていただいております後援会でございますから、ここの要請というのは本当に重く受けとめているわけでございますけれども、そのときにも少しお話をさせていただいたのは、この2期8年間、町政執行を担当させていただいたところでございます。さらには、2期目のときには無投票で、また当選をさせていただいたという、こういう経過になってございます。

このことは、全く率直な気持ちとして、やはり私の思いとしては、首長を決めるということはやはり町民の皆様方総体でいきますと、やはりみずからが投票によって選択をするという、こういう機会を得るということは

これは極めて大事なことだというふうに思っております。これは2期目の無投票当選のときにも、新聞記者さんの取材のときにもお答えをしたところでございます。

そこで、なぜ年明けということの後援会の皆様方にもお伝えをしたかということ、やはり私の思いとしては、この定例会も含めて、これはもちろん議員の皆様方も含めて、あるいは町内各関係団体等々を含めて、いろいろな団体もあるわけですし、もっと言えば広く町民の皆様方が、この4年間、もっと言えば2期8年間の私の町政執行に対する考え方がどう評価をいただいているのかなど。これは批判も含めて、どう考えておられるのかなど、このことも一つ判断材料にしたいということが一つ。

もう一つは、本当に町政は毎日毎日いろいろな諸課題を抱えて町政執行に当たっているわけでありましてけれども、これまた本当に私ごとになりますけれども、身内との相談についても、この間、現状、きょうまで全くそういった相談もしていないというような状況でございますから、これは繰り返しになりますけれども、そういった思いも含めて、この12月定例会を終わってといたしますが、その後、最終的な意思決定をしまいたいというのが私の趣旨でございます。

これも繰り返しになりますけれども、やはり後援会からの重い要請というのは、それはしっかり受けとめさせていただくという思いでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） 御答弁の趣旨は御理解はできますが、私はやっぱり公職者として、ちょっといかなものなのかなという思いはしているのですよね。

1月8日というと、きょうは15日ですから残すところ23日ぐらいのインターバルですよ。定例議会というのは、明らかに相当前から一定の日程が入っていますよね。改選期も、これは4月24日の統一地方選挙の日

程も決まっておりますしね。そうすると、首長といわず我々議会議員も含めて、やっぱり一定の再出馬に対する認識はあると思うのですよ。

それと同時に、今回、町長の場合は執行者の立場だから、議員とちょっと意を異にするんです。ということは、今回、この定例会で総合計画の23年度から25年度の実施計画を提案しているんですよ。相当内容を全部精査をしますと、新規はもちろん、23年の繰り上げが相当ございますね。そのことの持つ意味というのは、あなたが次に町政を担う先頭に立つという現職の首長として、そういうプランニングはやっぱり議会に提案しないのではないだろうかと思うのです。

国・道とか長期的な意味合いの持つもの話は別です。ある意味では継続的な事業ということもございまして、それは意味合いは別ですけども、結構新規のものも入って、繰り上げもずっとチェックかけていたら相当入っています。

23年度というのは、次にあなたが3選を迎えて当選した1期目の年のことを言うんですよ。だから、そういうことを我々議会に提案しておいて、なおかつ新聞報道を詳細に読み取れば、あなたを積極的に支持する後援者の方にはほとんどゴーサインを出しているのと事実上同じでないかというように私は受け取っているのですよ。

それでいて、先ほど申し上げた私を含めて4人の者が一般質問するというのは、事前通告でございますので手元にあるわけですよ。そうしたら、おのずから未来形のものについておのずから限界があると思うのですよ。そういうことを考えたときに、やはり前向きな形の中で出馬をするというようなことで、先ほど冒頭に答弁なされたようなことも踏まえて、それは安久津勝彦氏が考えることだから、全く人格を異にするから、このことは了としましよけれども、では公職者として、私はそういうことはないだろうと。一般的に新聞報道を見たって、ほとんど定例会で

出馬表明していますよね。隣の陸別町さんも、大樹の伏見町長さんも、みんなやっていますよね。これがやっぱりセオリーなんですよ。

だから、私はやっぱり1月8日まで23日間しかない。しかも、それは後援会というのは、プライベートなお集まりですね。少なくとも議会というのは、私みたいな劣った議員もいるけれども、公の席なんですよ。その中で意思表示できないって、この節目の中というのは、ちょっと唐突だなという感が否めないのですよね。あえてこれ以上あなたに出馬表明を明確にせよなんて言っていること自体がナンセンスだから、これ以上申し上げませんが、何かこのことについて御所見があればお聞きしたいと思います。

次は、本格論議に入ります。どうぞ。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

意思決定については、先ほど申し上げたとおりでございますから、私の方からもあえて触れませんが、ただ、お話の中にありました今定例会で総合計画の実績、あるいは23年から25年までの実施計画の提案をさせていただきました。今さら私が申すまでもなく、この総合計画というのは、第5次総合計画は平成17年からの10年間ということで基本計画は立てておまして、そして3年ごとに実施計画というようなことで進めてきているということでございます。

ですから、これはもちろん来年は改選期でありますから、改選期までそのことをやらないのかといいますと、これは御案内のとおり今の政権交代もあったということも含めて、国の施策も含めていろいろな交付金事業、地域のきめ細やかな交付金だとかいろいろなことが出てくるわけでありまして、そのことと相まって、当然、まずは繰り上げて実施した部分、これは当然やれるべきことは新たな財源が出てきたわけですから、これを使わない手はないなという思いで、これは情報収集

をしながら、総合計画に載っかっている部分については、前倒しできるものはしようというような姿勢で取り組みをしてきたということでございます。

それからまた、新たに新規事業も相当数盛り込んでいくということでございます。これについても、やはり今の政権はちょっと率直に申し上げて不安な部分はありますけれども、しかし、やれるべき可能性のあるものというのはノミネートしておくということによって、これは議会を含めて町民の皆様方にも、将来の町にとってこんなことが必要というふうに考えているのですよというようなことをノミネートしておくことが、私は重要だというふうに考えたということでございます。

当然、これを実行できるかどうかというのは、その都度、議会にも予算提案をし、審議をいただきながら最終決定をしていくということになりますし、それから過日開催されました総合計画の審議会の席上でも、また再確認といいますが、言わせていただいたのは、平成17年の第5次総合計画を策定するときに、審議委員の皆さん方にこのことはちょっと頭の隅といいますが、念頭においておいてほしいということでお話しさせていただいたのは、本当慎重審議をしていただいて10年間の総合計画を立てたと。これは審議していただいて、答申をいただいたということでもありますけれども、一応これは私どもが策定をした自律プランの計画、財政推計プランに基づいて計画を立てたと。しかし、現下の国の国家財政の状況、あるいは道財政の状況を含めて、わかりやすく言えば交付税がまた平成16年度当時のように思いっきり下げられるというような状況になれば、この総合計画自体が根底からがたがたと崩れ去るということもなきにしもあらずだと。そのことは念頭においておいてくださいというお話もさせていただきました。万が一そういうときには、またどうするかということで、協議ということになるというようなお話しもさせていただ

たところでございます。

そのことを今回の審議会の中でも少し触れさせていただきました。政権交代がされ、いろいろな私ども町にとってはありがたい、今まで単費でしか手をつけられなかった事業が、交付金事業によって財源が出てきたから前倒しでできるという事業がたくさん出てきたというようなことで、そのことも報告なりあるいは了解を求めてきたところでございます。

少し長くなりましたけれども、これまた繰り返しになりますけれども、少なくとも来年統一選挙があって、仮に私が意思決定をしたとしても、町民の皆様方が引き続きという選択をされるのか、あるいは私はこれはうれしい動きだなというふうに思ったんですけども、やっぱり将来の町を考えるとというような集まりもあったということでございますから、これは本当にだれしも我が町をよくしたいという思いがあるわけありますから、そのことを私はむしろ喜ばしいことだなというふうに思っております。

それからもう一つ、これはちょっと余分なことになるかもしれませんが、よく首長というのは裸の王様というような言い方もされることもありますけれども、先ほども申し上げたとおり、私自身の思いとしても、やはりこの4年間、もっと言えば8年間の批判も含めた評価ということが、なかなかこれは入ってきていないということも実態でございます。

ですから、そこら辺のことも含めて、1月8日と大した日にちの間隔がないだろうという御指摘、これは事実そういうことでありますけれども、しかし、その間の中でしっかりと私の意思固めをして、8日の日には明確なことを明らかにしていきたいというのが私の思いでございますので、どうか御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） これ以上首長の出馬

について議論をすると、限られた時間ですので、この辺で打ちどめにしたいと思います。

ただ、理解できないのは、通常はやっぱり公の席で一定の出馬の是非について公にするというのが原則だろうなというふうに私は思っています。この思いは、社会通念上こういうものに参与する人間としてセオリー的なことではないかなと。ただ、例外としては、例えば健康に不安があって、例えば12月25日に大きな病院で検査の結果、がんが陰性が陽性が判断される、そういうような客観的事実があるとすれば、これはやはり紛れもない一つの理由になると思いますけどね。

私が先ほどから申し上げておりますように、後援会の新年交礼会というのはプライベート的なものですよ、私に言わせれば。町長と町長室で私のプライベートなお話の中でも、得てして裸の王様になりがちだという話、あなたの答弁でもいみじくも申し上げておりましたが、まさにそのとおりですよ。町長に寄る人は、それほど苦言を呈する方というのは余りいらっしやらないのではないかなと思うんですよね。

そういう意味合いからいっても、やっぱり一定の意思決定、政治的な意思決定というのはやっぱり一定の節目があるのではないかなと。それはやっぱりこの場所でないかなと、今の時期でないかなと、こういうように。まして、私のほかまだ3人の議員が一般質問するわけですからね。そのことは承知しているわけですから。まあよろしいでしょう。

じゃあ、こういうことを含めて、私がブン屋の立場だったら記事をどうやって書くんでしょうかね。やっぱり1月8日に出馬表明をすると、このことは曲げずと。議会では表明しないと。だけど、前に一般質問の先に向けたことにしたって、とうとう答弁したということになるのでしょうかね。私はちょっと記者になったことはないからわかりませんが、あしたの新聞が楽しみです。

それで本論に入ります。

それでは、8年間やってみて、今いみじく

も答弁書の中には、今問題となっているのはやっぱり二元代表制の問題で、特に顕著な例ですね。阿久根市と名古屋市の例を答弁書に記載しておりました。これはマスコミ報道でどんどんやってもらって、きょうも河村市長が出ておりましたけど、リコールなんか成立するような報道でしたけれども、あれは顕著な例ではないかなと思うのですよ。

例えばテレビ報道で、私は現地でそこで傍聴したわけではございませんけれども、恐らくテレビ報道だから間違いないと思いますけれども、ベテランの議員が市長に対して、パフォーマンスはいいかげんにせってどなりまくったシーンがございましたよね。要するに議員は半数だ、報酬は半分だって。自分も半分にして800万円しかもらっていないって、こういうことですね。

私は、やっぱり36年こうやって議員をやっている、つくづく思うのですよ、当選時から。二元代表制と言うけれども、同じ直接選挙で選ばれるのですよね。これはやっぱり50年体制の名残かと思うのですけれど、与党とか野党とかあって、中身にかかわらず首長に対して与党と称される議員は、無条件賛成なんですよね。無条件賛成。それから、そうでない立場の方は、反対もしくは質疑をするのですよ。これはずっと今でもそうなんですよ。

私は、青年団当時、小林町長のころですけども、昔あった松山千春さんのお父さんの十勝新聞を見ましたら、判で押したように反対と賛成の数が同じなんですよね。まだ若いころでしたから、どうしてそういうことになるんだろうなと。科学的なパーセンテージのものだったらやむを得ないけど、生の人間が議事を審議して、いつも判で押したように、当時26人でしたけど、不思議でしょうがなかったんですよ。

でも、一般的にどうしても50年体制の名残みたく、与党に対しては質疑もしないで。恐らくあなたの8年間のうちの2年間は、全く質疑なしみたいな状態で来ましたよね。恐

らくあなたが当選した年の6月定例会、今から8年前ですけども、質疑の時間は何ほあったでしょうか。見ればわかりますけれども、そこで読んでいる時間が長くて、質疑というのはほとんどない、これが2年間続きました。そうしたら、吉田議長がこう言いましたよね、高橋議員ちょっと質疑してくれと。議会の権能が全く出せない。ここだと思っ

たんですよやっぱり。だから、恐らくこの8年を振り返ってみて、あなたで町長は4人目です、私。結果は別として、原案の結果は別として相当議論したものですよ。私の当選したのは小林町長でした。2期、小林町政の中で私は2期。相当の論客がいて、相当議論して。その後、富田さん、香川さんと、それでもやっぱり議論でした。修正も出ました。

だから、過日、あるそこの参与席の課長に言われたんですよ。高橋議員、そんなこと言ったって、間違っ

て反対したかどうかはわからないけど、そんなにほとんど賛成だよねって、こう言われたんですよ。だから、政治的スタンスの中で、ただ一方的に反対するっていうことじゃなくて、やっぱりきちっとして、議案の内容をきちっとかみしめて中身をわかって賛成も、わからなくて賛成も、法的効果は同じなんですよね。本会議場で前に申し上げたことがありますけれど。

私が1年半前、今でも忘れない、前期のあなたの1期目の1年半たったころ、地元の住民の方に言われたんですよ。何も7期もやった現職議員の高橋君を出さなくたって、70代の女の人の名前を挙げて、ちょっと私の倍ぐらい太っていて、その方でもよかったのではないかと。その持つ意味は何かというと、まず賛成って手を挙げる

だから、僕はずっと来て町長が4人目で、あなたが8年終わろうとしていますけれども、首長としては非常に楽な思いの中で議会の審議をなされたのではないかなと。私はこれ以上生臭い話を一切いたしません。変な話をするつもりでなく、オーソドックスに申し上げているんですけどね、そんな気がしてならないんですよ。答弁書に書いてれば、議員にも御理解いただいてとか、いろいろなことをおっしゃっていますけど、実際問題はそうでなかったかなと思うんですよ。

だから、そのことは、やっぱり二元代表制とする議会の権能として、基本的にはチェック機能をなさなければならないですよ。それから、政策機能がなされなければならないのですよ。そういうことからいくと、私はこの8年間、あなたが首長をやっている8年間というのは、私自身の自己反省も含めて、議会の機能としては、権能としては、私の36年のうちの8年間は、やっぱりこういう言葉を使うかどうかちょっと失礼に当たるけれども、自分自身に自戒を込めて言わせていただければ、失われた8年間だったなって、そういう意味合いでは。

それが逆に首長にとっては、非常にやっぱり提案したもの、恐らく首長が本会議以外に、私の知るところでは委員会に出席したのは5本の指に8年間で入らない程度ぐらいしか出席しておりませんよね。何かの重要案件の議事案件、町長みずから求めて委員会で説明、先月の18日にも町長が出る予定だけど、急用とかで支庁、今は振興局というんですか、その部長さんがお見えになって、副町長が出ましたけれども、ごく限られていますよね。

それと同時に、議会としてもそうでしたけれども、一般住民としても、例の自律プランをつくるときの決起集会がございましたね。あれ以降は全くないんですよ。それは議会も同じなんです。町村合併で1回もないんですよ、地域と。そして、要するに今年ですか、町民の声を聞く会、議員定数等の関係

で。議員は2名を除いて、ほとんど全部来ていましたよね。それぐらいしかやっぱり直接の対話がないんですよ。そのことがやっぱり町長みずから言っているように、裸の王様とおっしゃっているけど、我々だってそんな思いなのかなとしているのですよ。

そこで、私は今回の一般質問の趣旨というのは、議会の活性化改革案の中で、委員会の中で、高橋幸雄議員に試案一任ということになっております。そこで、過日の住民集会、それから問題は首長さんに1回も意見をお聞きしていないわけですね。きょうはこういう機会の中で、もし意見を開陳して御所見を述べていただきたいなと。

各論はこれからどんどん入ってまいりますので、まず2期8年間を終わろうとする議会との関係についての御所見は、今私がいただいた答弁書の内容以外に何か所見が述べることがありましたら、簡略に答弁をしていただきたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） ただいま議員からのお話をいただきました。

一つに、与党・野党というお話もいただきました。私は、こういう地方において、もちろん冒頭の二元代表制ということ、それから国政においては議院内閣制ということでありますから、私は地方の議会というあえて言い方をさせていただきますけれども、この中で与党・野党ということがどうなのかなという、そういう思いは実はずっとしております。

それはなぜかということ、もちろん考え方の違いというのはあって当たり前な話ですし、多様な考え方で、そこで議論を戦わせて、目指すところは、私ども執行者の側であっても議会の議員の議会の立場であっても、目指すところはやはり我が町に住んでいる町民の皆さん方の、一口で言えば福祉の向上をどうしていくのかということだというふうに思っております。

ですから、これは以前にどなたかの質問に

もお答えした記憶があるんですけども、やはり私はこの議会の場において、時には口から泡を飛ばしながら激論を交わすということ、むしろ私はそれを望んでいますというお話もさせていただいたつもりでございます。

それから、私も首長に就任間近のころというのは、やはりまさしく精通されております高橋議員のほうから、やっぱり議会との関係をどうするんだというお話もいただきました。あるときは、大事なことが議会に報告される前に新聞報道されるというのは一体どういうことなんだという、そんな具体的な御指摘もいただいたということも鮮明に記憶しております。

これは、議員のそういった御主張といいますが、そういうことを真摯に受けとめて、私は機会あるごとに、これは答弁書の中にも書いてあるとおり、機会あるごとに直近の状況あるいは取り組みの課題等々を含めて、委員会、これは付託でも何でもないところですけども、飛び込みで、課長にも機会があれば大事な予算提案のことも含めて、あるとすれば経過報告も含めて、しっかり連携をとってくれという、こういう指示も出していたところでございます。

そういう意味では、失われた8年というお言葉もいただきましたけれども、実は先ほどから言っているのは私はその思いがあるんですよ、実は。

町民の皆さん方が本当にこの8年間の私が町政を進めてきた中で、国やなんかでもよく言われますけれども、失われた8年なんていうそういう思いを持っている方、実際にいらっしゃる方もいるのではないのかなと。そういう意味でいろいろな御意見もお聞きをしながら、これはまさしく私はどんな場面であっても、本当にいい意味での批判勢力というのは絶対必要だというふうに思っているんです。

これは、本当にまさしく解釈を間違えて、おれのやっていることはすべて正しいんだみたいなことになっちゃいますと、これはもう

独裁につながっちゃうわけでありますから、それは常にふだんから心がけといたしますか、そんな思いをしているところでございます。

それから、議員、ある意味、楽な8年だったんでないのかという、そういう御意見もございました。率直な感想を言わせていただきますと、やっぱりもっともこの8年間で、議会の中で議員の皆様方と、本当に先ほど申し上げたとおり議論をもっともあってよかったのではないのかな、こんなふうにも思っているところでございます。

ただ、ここは私のそれこそ権能の及ぶところでございせんから、それは議会のルールの中で、一般質問にしても、当然前段で議会運営委員会の中で、ふさわしいのかどうなのかというそういうことも検討されているというふうには聞いておりますけれども、しかし、そのことは私、こうすべきだ、ああすべきだなんていうそんな権能は持ち合わせておりませんから、ただ、本当に率直に感想はということで問われますと、私の思いとしても、もっとも議論をしたかったなといいますが、そんな思いがあるということでございます。

それから、議会の改革特別委員会も設置され、いろいろ議論をされているというふうに思っております。その中で、一つに、町民との対話の機会といいますが、それが少ないのではないかと。私自身も、実はそれは実感をしているところでございます。

前の首長時代には、地域の行政懇談会というようなこともされていた時期もございまして、そのことも含めてどうなのかなということも実は検討した経過もございまして。これは前町長のときに、やっぱり実施した状況からいくと、むしろこちらから出かけていくというよりも、むしろそういった機会をつくってくればいつでも出かけていくよということで、統一的な行政懇談会は取りやめになったという、こういう経過もお聞きしました。

私もある意味、そういう意味では合っているなというふうに思って、就任した当時から

いつでも呼んでくれと。公の機関でなくても、乱暴な話をすれば5人ぐらいの仲間でもいいから、何かこんなことで話をしたいということがあればいつでも呼んでくれと、日程を調整をしながら足を運びたいというようなこともお話をさせていただきました。

率直に申し上げて、就任して一、二年ぐらいいまでは、結構声もかかって出席をさせていただいたのですけれども、2期目になってからは、そういう機会も本当に少なくなっていたというのが実態でございます、まさしく御指摘のとおり、そういう機会をどれぐらい持ったんだと言われますと、とりわけことは1回、2回ぐらい、それぐらいしかないという状況でございますから、これはどなたが首長になっても、当然住民のために行政を進めているわけでありまして、このところはやっぱり大事な点かなと、そんな認識しております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） 先ほどの質問の趣旨の中で、失われた8年の話をしましたけれども、別に安久津町政の失われた8年というふうに申し上げているんでないので、誤解のないように。みずから感じるのとはもかくとして。私が申し上げたのは、議員という立場の構成員の一人として、そんな思いがいたしております。その根拠としては、しかじかかくかくですと、こういうふうに申し上げた。そういうことの思いを共有するとすれば、それはあなたが共有してですけれども、私はそういう言い方で申し上げているわけでございますので、誤解のなきよう受けとめていただきたいと存じます。

それで、問題は、この論点というのは議会と首長との関係をどのように改革をすべきかと。現状はこうですよ、今後どうすべきですよと、こういうところに一つのテーマが、一般質問の趣旨のテーマがあるわけですね。

そこで、今までのパターンからいくと、例えば11月18日の、今回補正予算に提案に

なっている役場庁舎の今は砂利の駐車場にしておりますね。1億6,900万でしたか、基金からの一般会計へ予算計上して買い取りの関係。これは先ほど申し上げた町長が在庁の日に所管事務調査の委員会が予定されているために、日程調整の中で、首長がいるときに担当課長より日程設定をお願いしたいということで18日にしたわけですね。たまたま当日、振興局の部長さんが見えになって、副町長が出席されたと、総務産業常任委員会にね。

私は、こういうことは今まで何回もあるんですよ。例えば定例会の前の主要関係課の条例改正案だとか補正予算ってあるんですよ。軽微なものについては、また別に改めて、委員長の処理の仕方としては休憩中に、閉会中の所管事務調査というのは本会議で議決にない場合は、本来の委員会の議会活動できませんので、休憩をして一定の御所見を、その事業内容をお聞きすると。ほとんど認めて。

ただ、その内容によりけりだと思うんですよ。例えば一番問題となるのは、11月18日の、あれだけ重要案件ですよ。ただ、それだけ、土地会計の資産を買い取るのみにとどまらず、今回の総合計画の実施計画の中で新規で織り込んでますよね。そういうやっぱり政策メニューというのは、恐らく10月24日でしたかね、総合開発の審議会というのは。ちょっと僕、日にち間違えてたらごめんなさい。11月の24日でしたか。そうですね、受けて24日。11月の24日でしたね。23日が祭日で、25、26が総務委員会を執行した、その前日ですよ。

だから、18日に提案したときには、総務ベースの骨子が練られてて、政策の理念が明らかになって、こんなようなことで執行したい、予算も提案したいからお願いいたしますと、こういうことですよ。御理解いただきたい。やっぱりこの辺の考え方なんですよ。この辺の考え方が。通常はこういう形でずっと来るんですよ、ほとんどの議会が。ほ

とんどの議会がそうなんですよ。

今はやっぱり改革・活性化を求める二元制の議決権能というものをきちっと明確に、チェック機能も果たしてやるということの持つ意味は、例えば、私は現地に行っておりませんが、北海道新聞の新聞報道によると、その記者の方が編集された著書もございまして、月曜日ですか、帯広へ行った際に長崎屋へ行って、ちょっと時間あったものですからずっと見たときにそれを読んだんですけども、栗山町議会の前局長の関係のコメントも載っておりまして、要するに総合計画の実施計画そのものもみんな、96条の議決拡大して、議決案件なものですから、結果はどうなるったら、当初、理事者が提案した実施計画と似ても似つかないとは言いませんけれども、相当手を加えられて、議会のチェックが入って、そして議会の議決がなされているということですね。

本町においては、地方自治法2条第4項でもって総合計画の基本構想のみ法律に基づいて議決、条例制定も議決要件ですから、これまではどこも同じなんです。何も特別な条例を制定していないところは、改革をしようとして改革している町は、それもオンしているんですね。オンしているから、今回の定例会の状況から見ますと、23から25の実施計画がありますでしょう。我が町はそういう状況になっておりますので、今までどおりの執行で議会に出して、それに質疑も何もありません。行政報告の第1点目の行政報告ですから。議員がそれに対する修正を求めることもできない。あるとすれば、一般質問を通じてそのことをピックアップして、町長の執行についての変更を求める以外には方法がないんですよ。だけど、やっぱり改革を進めている議会は、実施計画そのものも議決案件に拡大している関係で。

我が町では、今、総合計画を含めて16の計画があるんですよ。足寄町総合計画に16本。医療、福祉、教育を含めて16本の。今検討しているのは、その16本を全部ピック

アップして、その議決拡大に乗せるべきではないかという考え方も持っているんです。試案としてですよ。

まず、特別委員の皆さん方がそれを了とするかどうかという問題もありましょうし、仮にそのようにまとめても、他の委員さんの本会議の中で特別委員長さんが報告したことに了とするかどうかは別として。けども、それだけの違いが出てくるということですね。それだけの違いが。

そうすると、行政執行にスピード感が鈍るんでないかという議論も出てまいりますよね。そこでチェックが入るわけですから。だけど、やっぱり議会がきちとしたチェックを入れて政策提言をするということになれば、相当、地区名を出すと誤解を招きますから、今繰り上げをして23年に執行するというのは、これは財政論的なことから言うと町長の言うとおり正解なんです。今制度のあるうちにね。

例えば農協の付近の倉庫のフキの施設のプロジェクト入れていますね。あそこは実際は400万円ぐらい黒字ですよ。たまたま農協の決算書によりますと、本部は職員がいるものだから、そんな感じで赤字になってますけれども、トータル的にはね。事業そのものは。だけど、あれだけ老朽化して、あれは私も50年に出たとき、当時の農協組合長さんも議員であって、あれを議論したことがあるんですね。ある議員から異論がありまして、その議論の中身についてはちょっと割愛しますけどね。

そのように、議会と執行機関との中で、議会の一定の権能のあらわし方によっては、そのように状況が変わってくるということを御理解いただきたいのですね。その点についてはどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議会と執行者側との関係ということで、栗山の議会の基本条例のことも具体的に触れら

れておりました。

実は私も栗山町の議会の基本条例の関係につきましては、議長さんの講演をお聞きをしたことがございます。ある意味で素晴らしいなという思いもいたしたところでございます。

それで、この間の私どもの町で議会と執行者側との関係、これは私は一般の職員時代だったときに、実は議会の議員さんも議会を代表しているいろいろな委員会に参画をしていた。そこで、私はこういうふうに記憶しているのですけれども、その中でやはり議会と執行者側の権能が違うので、それは議員が委員会で参画をして結論を出したものが、これが議会の中でまた議論になるのかというそういう議論があって、とりあえず法に定められたもの以外については基本的には議会から委員としては参画をしないということとなったという経過は記憶してございます。

そこで、栗山町議会のところとちょっとリンクさせてお話をさせていただきますけれども、それは今の総合計画のお話でございました。

議長さんの講演を聞いたときに、私はなるほどなと思ったのは、実は栗山町も同じく権能が違うのだから、すべて執行機関のいろいろな委員会には全部出さないと、引き揚げと申しますか、ちょっと言葉は悪いですが出さないと。しかし、そこで終わっていないと。そこでどうしているかということで、総合計画の関係をちょっとお聞きをしました。

そうしますと、原案は執行者側でつくる。そうすると、我が町では当然審議会に諮問をする。そのときに栗山町は、審議会の前に、執行者側がこういう場に、これは全員協議会だと思いますけれども、そこに出席を求めて、そこで原案について説明を受けるんだと。説明を受けたら執行者側は退席をして、議会の中で、今執行者側が考えている原案について議会としてけんけんがくがく議論をする。そこで、議会として、この分については

こうあるべきだということを議会の意見として付して執行者側に渡す。当然執行者側は審議会もある。そこでいろいろ議論をしてもらって、修正等が出るとすれば出てくる。最終的なものを、議会の意見も、あるいは審議会の意見も取りまとめをして、最終の計画書ができ上がる。それを本会議で提案をし、それを議決事項にしているということでお話を聞いたわけでございます。

そういう意味では、今議員がおっしゃった、今うちにある計画16、それが全部なるかどうかはわかりませんが、そういうことも必要なのかなと。もっと言えば、私が首長に就任してから、先ほどもお答えしたとおり、そういう経過で私の考え、重要なことは、そういう機会をとらえてお話をさせていただいた。ただ、私の思いとしては、やっぱりもう一つ何かが必要なのではないのかと私は実は思っております。

直近の例でいきますと、私は大事な事項というのは、私が係の時代もそうでありましてけれども、開拓農協の再建のときにも全員協議会を、当時は香川さんが町長時代ですね、そのときに実は私も一般の職員でありましたけれども、その協議会に出席をさせていただいて、一定の説明を担ったという経過もございましてけれども、私はやっぱり大事なことというのは協議会かなというふうに思っておりますけれども、これは変な意味ではございませんけれども、直近でいきますと豊栄橋のかけかえのときに全員協議会を議長に相談をし、開いていただきました。

そこで相当の議論をしたいな、御意見もお伺いしたいなというふうに思いましたけれども、そこでは議論がなくて、これは非公式な場だから聞きおくというようなことで、後には特別委員会を設置していただいて、いろいろ協議検討していただいたということでありましてから、それはそれで本当にありがたかったわけでありましてけれども、いずれにしても、今のままでいいのかということ、私自身も不十分だなというふうに思っているというの

が率直な気持ちでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） 今の答弁の中で、栗山町の議長のお話を聞いたということでありましたら、かなり承知されているんだという思いをしています。

ただ、いろいろな先進地、町村を見て歩いて、私は基本的に議員協議会というのは余り好まないんですよね。なぜ好まないかという、これは責任のないことがお互いに飛び出すということですよ。今は議員協議会の位置づけも、地方自治法が変わってからはそういう状況でなくなりましたので、例えば招集者が議長なものですから、招集しても、例えば公務ということで、今まで公務ってなかったね。

それともう一つは、うちの町の総合開発審議会のメンバーは、以前は議員の定数が26人いたところは2分の1ぐらい入っていたんですよ。各常任委員会の正副委員長がすべて、議会運営委員会正副委員長、正副議長とか、そうすると大体半分ぐらい入るんです。あるいは国民健康保険運営協議会と同じですよ。従来は4人ぐらいいたんですよ、常任委員会から。4人いて、国民健康保険税が税条例改正になるときは、当然、税条例の改正ですから付託になりますよね。付託になったら過半数の者が、それを諮問して答申している結果になっているでしょう。それは全く茶番だと、そういうことにならないだろうか。

それからもう一つは、一番の基本理念はここなんですよ。議決権を持っている者と執行権を持つ者と二足のわらじじゃだめだと。本性が違うからいいだろうと、そういうことにならないんですよね。

ただ、欧米とかカナダあたりも、先ほど議院内閣制の話をしましたけれども、要するに議会議員を選挙して、ウェタスキウィン市は御案内のとおりそうですね。そこは市長がいらっしゃるけれども、実際、うちで言えば昔の助役さんみたいので実務を執行されて、そ

ういうやり方ももちろんイギリス型ですね。うちアメリカみたく、要するに直接大統領制をとっていますよね。直接、両方とも選ばれるっていう。

そこには、やっぱり阿久根とか、あるいは今の名古屋市の例が出てきて、阿久根に至っては専決処分をして、どんどん、議会へ出たって、みんな何もかも反対すると、これじゃ執行が停滞するばかりだと、そんななら何でも専決処分しちゃえということでしょう。副市長のあれにしたって専決処分して。

今、来年の通常国会で地方自治法を改正するのだね。鹿児島県の伊藤知事でしたかな、鹿児島県の知事が。勧告したって全然でね、それは司法が決めることになっていますね。

やっぱり地方自治法が制定されて、いろいろな弱いところがあるんですよ。例えば必ず会議規則を定めなかったらならないよとか、議会を置くことができる、置かなくてもいい。地方自治法94条で議会を置かなくてもいい。置くことができるという反面ね、町民総会でもいいよと認めているんですね。

私は、やっぱり議決権と執行権というものをきちっと張りつけて、執行権は全然問題なく進んでいるんですよ。停滞を許されないし、これは間違いのない。問題は、我々議決権のほうなんですよ。議決権のほう。恐らく安久津町長8年間で、議会の直接経費、我々議会に直接4億円ぐらいかかっていますでしょう、4億円ぐらい。これが総合計画だったら15年先へ行くと、議会の経費、事務局経費を抜いてですよ、議会にかかる分だけ。

今回、6月から通常国会で法律が整えば、議員年金なくなれば、現行で400万円の税金負担で負担金を払っていたのが、軽減になるのか、それは当たり前には払わなければならないのだという話もありますけれども、そうすれば議員定数の500万円が減になって3,500万円ぐらいになるのかなと。今3,900万円ぐらいでしょう、議員にかかわる分ですよ。あと旅費とかそういうのは別ですよ。議会事務局費は別ですけどね。やっぱり

我々も相当のコストをかけているんです、議会も。

それだけに、やはりこの8年間を振り返って見たときに、その構成員の一員として、自分はしっかりやったけど、ほかはやらんなんて、そんな理屈に全くならないんですよ。刑事犯なら別ですけども、主犯からいろいろ殺人教唆で罪に従いますから、正犯になる場合もありますけれども。だけど、議会の構成員というのは、そんな理屈を言っていられないんですよ。

かごに乗る人、かごを担ぐ人、わらじを編む人、職分の中でみんなやっぱり一体となって。やっぱりかごに乗る人あたりは、正副議長さんや代表はそれなりの見識を示して、やっぱり一定のことは求められますけれども、仮にそれがそれなりのことのアクションがないとしても、批判的なものは、個人に私は申し上げていますが、そんなことにならないんですよ。自分のつばを吐いて自分自身の私の顔にかかるようなものですからね。それだけやっぱり議会の権能なり使命というのは大きいと思うんですね。それはやっぱり理事者と一体となって、本当に両輪のごとくやっていかなければならないんですよ。

だから、町長が言っているのは、先ほど議員協議会で総合計画の話をちょっと引用されて言っていました。このことは、我が町の場合は条例的にそうないものですから、ただ提案になっているだけです。

これは重要案件というの、音更町の例を見ると、総合計画で4万8,000人を想定していたけど5万人だと特別委員会で言って、あの辺の仕組みはちょっとよくわからないです、よそ議会のことです。うちの町で、別に今の11点の行政報告の中の第1点目の大きな問題も、特別委員会設置する声もなければ、別にあのまま黙っていて、町長おっしゃるように、ただ予算提案になって、あの実施計画を当該年の予算提案になって、いいとか悪いとかいうことになるんですよ。

ただ、私は、やっぱりそうやって意見を直

接聞く、聞いた後は、今改革の中で自由討議、議員同士が。だから、本来、一般質問のあたりも、私は町長と副町長、総務課長しか必要はございませんので、皆さんお仕事してくださいと。国会の予算審議と同じでね、関係ない大臣は出ていませんよ、集中審議の場合は。集中審議の場合、それしかないわけですから。

議会でもあるんですよ、議会でも。やっぱり安平みたく早来と追分でしょう、合併されてね。合併されたとき、議会は追分でやっているみたいで、向こうからみんな来て、当時の2町あったわけですから。

そしたらやり方によっては、予算のやつは俗に言う何ですか、議員協議会みたいにみんなばばっと説明してね、あとは形式手続行為よ、地方自治法上の議決がないと執行できないから。阿久根の市長さん以外は、普通はやっぱり議決がないと執行しないんですよ、普通はね。普通は専決しないんです。

そういうパターン、それはつまり議員同士が自由討議をどんどんするんですよ。参与席は説明だけ、そしてあとは何も、この事業内容についてはあとはありませんかと、ありませんと言ったら、あとは自由討議でこれはどうだと、このプランニングでいいのかと。これよりも先に、先行して同じ財源の裏づけで、今の状況でやるなら、この事業が先に先行されるべきでないかと、もろもろ含めるとなると。だけど、今のうちの議会上の条例上も含めて議会質疑というものが、それができないんですよ。

したがって、私は、やっぱりいろいろな提案をするとき、結果が出て報告されたってそれを是正できないんですよ。一番の問題点は何かというと、そこに関係住民がいた場合ですよ。例えば土地を買うとか、取得するとか。本契約は別としても、本契約というのは、要するに予約する、予約行為だね。正規契約は、過般の議会のように議会無視をしなければ、普通は手続行為ですね。今3点セットの2点は全然、土地開発基金が入ったら、

あなた方はフリーハンド的に松山千春さんの土地も取得できるし、フードセンターの横の土地も取得できるのでね。1,800は面積も少ないし。ただ1点は、この役場庁舎の裏、公営住宅に予定している五千数百万、1万8,000平米以上ありますけど、平米面積もさることながら金額も多い。これは後ほど議会に提案しますけどね。

だけど、その前段の中で、今の予算が通った時点からそういう状況になるんですね。だから、それを所管委員会で説明をただただだけでは、それに対する内容について出されたって、質疑も恐らくできないと思うんですよ、やっぱりね。内容についてそれほど熟知していないから。

だから、きょうは町長が所管事務調査に報告したいことがあるので、申し入れ受けていますと。これを委員長は認めたいと思いますよ。本所管事務調査終了後に認めますよ。たまたま副町長も来てね。

あす自分の委員会の中で恐縮なんですけど、朝9時から土地区画整理事業の換地問題で、みんな家が建っているけど、どんなことで換地したか、だれも知らないですよ、議員の中で。私だけ知っていればいいというものではないんですよ。やっぱり委員の人にみんなにきちっとして、特にことし任期でありますので、それは単なる区画整理事業のみにとどまらず、地方議員はみんなどんどんやっているんですよ。

だから、私が申し上げているのは、そういう中で事前にいろいろな形で急に降ってわいたことというのはない、災害以外はないわけですから。その辺のコンセンサスはどうあるべきかというね。そういうことを踏まえると、議会全体の議論もあろうし、あるいは所管委員会だけでも議論はできますしね、そういう機会があってしかるべきかなという思いをしているんですよ。

そのためには、あなた方、つまり首長と議会というのが現行の状況ではなかなか難しいだろうなと。だから、理事者サイドの執行す

る態度によったら、何でも議会に相談しなかったら身動きできないのかっていうことになる。そんなことはないんですよ。そんなことは全然ないんですよ。

ただ、やっぱり議決機関と執行機関が両輪ごとくやるというのが、そういうようなコンセンサスと丁寧な、やっぱりお互いに信頼感のある説明責任があってしかるべきかと。そのための枠組みはどうかということが、やっぱり必要かなという思いをしているんですよ。このことについては全然異論はございませんね。先ほど栗山さんの例を出して申し上げましたから。端的にひとつ120分しか時間、あと48分しかなくなりましたので、答弁願います。

議長（吉田敏男君） ただいま質疑中ですが、ここでも、ここで若干休憩をいたします。11時半まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） るるお話をいただきました。何点かお答えをしたいというふうに思います。

まず、一番議会と執行者側の関係にあって重要案件についてどう情報をお伝えをし、最終的には議論を踏まえてどうするかということ、その手続行為といいますか、仕組みづくりといいますか、そこだというふうに思っております。

原理原則は、執行者側が議会に提案し、それをイエスかノーかと、簡単に言ってしまうとそういうことでありますけれども、しかし、現実問題としては、そんな問題ではないというふうに私も認識をしておりますから、やはり私の立場から言っても、何らかの仕組みづくりというのは重要といいますか、私の今の立場でいきますと、本音を言わせていただきますと、そういう機会があれば、これはさらに議会との、変な意味ではなくて意思疎

通も図れるのかなという、そんな思いもしております。

それから、先ほども少しお話ししました栗山町の総合計画の、これも議決事項に加えているというお話もさせていただきましたけれども、これは詳細まで聞いているわけではありませんけれども、例えば今の私の執行者という立場でいきますと、例えばお示しをした23年から25年までの3年の実施計画、これも議決事項だよということになるとすれば、先ほどから繰り上げだとか、前倒しだとかというそういうお話をしています。これが、実施計画自体が議決事項だということになるとすれば、今の国の政策がぼんと出てきたときに、よしこれはいけるぞということで前倒しをしてやろうといったときに、これは議決の変更案件になりますから、そこの取り扱いをどうするのかというところまで詳細にわたり、これは打ち合わせといいますか、協議をした上でその仕組みづくりをしていくというのが大事なことなのかなと、そんな思いもしております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） 後段の総合計画の実施計画、この関係は先進町村の議会では議決要件なんですね。実施計画も。それで、町長が言っている行政の遅滞の問題、上級官庁の手続行為の問題、議決の変更という話をされましたが、そういうことじゃなく、そういうことにならないのではないかなと。ということは、実施計画が議会へ提案になって、最終的に議決になって、最終案となるわけですから。そのことが基本的には国等々の絡みの中に。そのかわり1年間も付託をして、調査研究をして、特別委員会って、そういうことにはなりません。ならないことは明々白々ですね。

今回の定例会の補正予算のあの内容からいきますれば、後年次の大きな問題、実施計画もさることながら、大きな問題をはらみますよね。それは、我が町の場合はそういう状況

になってないから、現段階では今定例会をみなさんが了とされればそれで済むと。だけど、やっぱり議会でもって実施計画もきちっとみんな熟知して、熟知した上で、そして一定の変更をすべきなのか、同じ繰り上げて財源が同じだとすれば、違うものを繰り上げるのか。今繰り上げたものを現年に、24年にもう一回戻すのかと、こういう作業なり、あるいは新規の場合については、これは非常に重要施策ですね、新規の問題は。

私が常々申し上げているのは、余りにも議会そのものの権能を示すようなインターバルがないんじゃないかと。要約しますれば、この大きな問題は、11月18日の総務委員会に、ただこのようになっておりますので、このように進めてまいりますと副町長が出席している。そのときにはもうコンクリになっているんですね。コンクリになっているんですよ。それを受けて、総合計画の審議会へ諮問をし、そして答申を受けていると。それを受けて、今の行政の骨子となっているんですね。

すると、議会が全然関与する状況でないんですね。あるとすれば、予算審議しかないんですよ。これだとすれば、予算審議で、あなたが8年間のとき、御案内のとおり、相当きちっと議員バッジをつけて予算書だかえてきたら能力がばんばん出るものでないですよ、やっぱり。やはり中身を相当精査しないと。そのことは、グループ集団の検討会でもよし、あるいは所管委員会でもよし、あるいは特別委員会を公に設置して調査を深めるでもいいし、方法はいろいろありましようけれども。

いずれにしても、ただ議会が法律手続の手続行為を踏むただ装置であっては私はないと。単なる手続装置であってはならないと。だったら、議会をそんなにコストをかけて、あなたが就任した8年間の間、恐らく4億円はかかっているでしょう、議員絡む分だけで。共済負担金もろもろも含めてですね。途中から自律プランでちょっと下げています

けども。これからも行政報告された15年間で人口動態がすごく減っていても、たしか4億5,000万円くらい人件費絡みでかかるんですよね。大きいですよ。それだけの機能は議会としてもなさなければならないと私は思うんですよ。それについては、現状では余り希薄ではありませんかということですね。

そういう思いがあるから、恐らく名古屋の河村さんは自分の報酬も800万円だと、そのかわり議員も半分でいいと。額も半分、定数も半分でいいと言うんですね。あれは一般受けするんですよ、やっぱりああいうのは。リコールは、あと千何百名はとるでしょう、恐らく。

一方の阿久根の市長は、議会をやると何でも反対だから、みんな専決でやるというこういう手法ですね。それは前段申し上げていたように、地方自治法が来年の通常国会で、恐らくその辺の専決処分等についていろいろな法的な整備がなされると思うのですよ。甘いんですよ、やっぱり。そういうときになったとき、泥棒を捕まえて縄なうみたいな感じですよ。

だから、私は、やっぱりそういうところに議会の権能というものをきちっとやらなければ、ただ手続装置であってはだめだと。どっかの大臣が自衛隊を暴力装置なんて言うって話がありましたけれどね、その是非は別として、我々もそんな手続装置であってはいけない。やっぱり二元制といって、やっぱり両輪のごとくっていったら、一緒にやっぱり調査をして、答弁書にあるように我々も研さんをして、この政策が是なのか非なのか、変更が全くないのか。

条例でも、法的に許容のない法律に基づく条例改正というのがあるんですね。これは全然裁量権がないものですから、議会といえどもそれは単なる手続、こういうこともあるのです、中には。だけど、それはごく一部ですよ。特にやっぱり議会の意思決定をすべきものの一連については、やっぱりあってしかるべきだなというふうに思うんですよ。

それで、次にお尋ねしたい趣旨はこの点です。過日の議会で、施行令に基づく上乗せを平成4年にやって、1,800万円から財産取得処分の関係ね。失念というのか、私には忘却なんですけれど、後で議決した行為です。あんなことになれば、全然議論の範疇外なんですけどね。

ただ、現行の中で、本来は96条の議決がなければ執行できないのですけれども、この辺については例えば示談の問題がそうですね。このことについては首長さんと、委任しますからどうぞと、どんどん執行して後ほど報告してくださいと、つまり専決処分ですね。現行の状況の条例規範からさらにスピーディーさを増すという、あなたが8年間でさらに加えたい執行メニューがあるかどうか。これは当然、今、議会での活性化改革するとき、あるとしますれば、先ほどの96条第2項の、要するにプランニング、総合計画も入れて16計画も拡大するかどうかということも、議決拡大するかどうかもあるし。

もう1点は今の問題ですね。専決処分の現状から拡大するものが、8年間の執行を見て、いやこれはやっぱり拡大していただかなければ、示談だって今の時代にこの金額ではとか、そういうものがあるとすればお示しをしていただきたいものだなと、この機会に。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁。町長。

町長（安久津勝彦君） 専決事項に関し、この8年間行政執行を担ってきた中で、拡大をすべき事項が実際にあったのかどうかというお尋ねだというふうに思いますけれども、そのところは余り実は考えたこと、そのことだけを取り出して考えたことはございません。

これは自治法上あるいは条例の中で議決をいただかなければいけない事項という、その決まりに基づいて粛々とやってきたつもりでございますし、ただ、本当に遺憾でありますけれども、議決を失念をしていたという、これも実態も出てしまったということでございます。

まして、目下のところ、そのことについて検討せよということで、テーマを与えられて一定期間でということであれば、それは検討させていただきますけれども、8年間の中でこれはやはりちょっと困ったなという場面は、正直に言って直面はしていないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） 特段今は専決処分について、特段8年間の首長として、今提案して議会に拡大を求めるような考え方が思い浮かばないということは、必要性がないという判断ですよ。

むしろ今我々が議会の執行権に、その場合は議会に対しては単なる報告のみにとどまりますね。その場合は承認が必要ですから、専決処分にしても。阿久根市長の例をとらえれば、あってもないようなものですね、あの例の場合はね。あれは全く例外で、私自身も地方自治法の理念以外のことで、想定していなかった事案だなという。恐らく地方自治に携わっていて、その関連の学者も含めて、想定していなかったのではないのでしょうか。どういう方の専門家の見識も、そのようなお話をコメントされている状況から見て。

わかりました。それはそれでいいことにしましょう。何も無いということですね。

もう一つ確認しておきたいのは、今後についてはやはり議会の議決の拡大ということも視野に入っているということも御認識いただきましたし、それからもう1点お示ししておきたいことがあるんですよ。

これは施行令で800万円を1,200万円にしたいという財産取得処分の関係はあるんですけど、一方で先進町村ではこういう例もあるんですよ。請負契約、物品購入からもろもろを含めてね。もろもろ一定の契約、当時、工事案件、物品購入が1,200万円以下のものもありますよね。この数字について議会に説明をし、詳細説明をして、質疑をするという、そういうことでチェック機能を果

たすという議会もあるんですよ。

つまり1,200万円以上については、本案件として提案しない、これは問題ないですね。それ以下で予算を可決して執行していく上で、例えば工事の場合は一定の工事案件以下すべてが入りますね。それをこのようにどこどこと契約して、内容はこうでこういうことをやりましたよと、そういう議会に執行して説明をして、当然議決案件でございませぬので、議決の必要は全くない。説明をして質疑を受けるといふ。そして議会での権能でチェックしていくという、こういう先進町村も実例としてあるんですよ。

その辺も議会改革の一環として、それもオンしようかなと、踏まえようかなと思っておりますけれども、この辺についての御異論があれば御所見いただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） ちょっと御質問の趣旨、いま一つちょっとぴんときていないんですけれども、これは議決金額以下の部分でもというそういう御質問でございますか。議決しなくてはいけないという、請負議決をもらわなくてはいけないという決まりがありまして、それ以下のやつでもということですか。

それはちょっと想定はしていなかったんですけども、そこのところになりますと、どうなんでしょうか。今うちの町の状況でいきますと、それぞれ所管委員会で執行状況の調査等々も随時やっていただいているというふうにも思っておりますし、それから、すべて終わったときには、当然監査委員会の機能も持っていますから、そういうところでチェックをしていただいているというのが実態だというふうに思いますから、これが事前ということであれば、ちょっと想定していることがちょっと浮かばないんですけれども、とりあえずそんなことで、ちょっと御質問の趣旨がいま一つ理解をしてないのかなというそんな思いもしておりますけれども。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） 要するに、議決案件の議決要件の工事請負契約というのは、議決を要するわけですから、財産の取得も。このことは何ら異論はなく、議会に忘却さえしなければ、理事者の言葉では失念しなければ、私で言えば忘却しなければ、それはまず問題ないと。

それ以下の部分の執行がたくさんございますよね。特に工事案件、工事、製造だとか、それはもう相当あるんですよ。むしろ今の時代になってきますと、工事請負契約で議決案件になる工事のほうが圧倒的に少ないんですよ。そういう種のものも、1,000万円以上については議会に報告し、質疑を受けると。それは執行後の扱い。事前は予算可決しているわけですから。そうでしょう。

それから、工事請負契約は予算可決はしているけれども、法に基づいて議会の議決提案をしなければならぬということですから、これは議会に提案、これはごく当たり前の真ん中の話ですね。

それ以下の分が圧倒的に多いんですよ、事業の名義を見ても。その分については、執行後、直近の議会でこういう工事請負契約、何本何本請負契約でこういうことを執行しておりますので御報告いたしますというのか、そんな感じになりまじょうかね、わかりやすく言えば。そういうことでチェック機能を果たしてくると。

町長のお言葉ですけど、監査委員がチェックしているからいいということじゃなくて、議会みずからチェックするという立場でしょうね、それは。本当に予算は議決したけれども、遺漏なく、遺憾なく執行をきちっとしているんだろうねと、こういうことになるかと思うんですよ。

ただ、一方で、こういう理論もあるんですよ。款項は議決科目だと。款項は議決科目だけれども、節以下は執行科目なんだから、前にも議論した、相当20年前、最近はそういう議論をこの議会でしたことございませんけ

れども、以前にがあるんですよ。

本来、例えば2年ぐらい前ですか、郊南かどっかの通りでありましたね。国道から直角に入る道路が、用買が調わなくて、議会に提案して予算が出たけども、それからその用売が調わなくてね、それやめて並行する道路、ありましたね。

法理論上から言えば、ABCとやって、工事請負でもって節、細節あるけれども、実はAもだめだから、今度、どうせ総合計画の実施年度で後年度だけど、しかしか支障があったからDを拾い上げて、Dを執行するかっていうこと、法理論上可能なんですね。だけど、議会の議決と執行機関の絡みからいくと、努めてそういうことはやっぱり好ましくはないけれども、法理論上の執行科目ですから、全然何も違法のシステムでも何でもありませんね。

だから、私が申し上げているのは、そういう1,000万円以上のものを、こうやって予算を議決した、15節予算をやったと。15節の執行については、工事の改めて提案するような議決案件の工事額はございませんでしたけれども、1,000万以上については13本ありましたと。工事の内容で、こういう内容でございますと、このように執行させていただきましたということ、定例会かそういう節目の中で報告するということによって、一つの議会のチェック精度が増すと。

もっとも、総務産業常任委員会の中では全部は出ていますから、総務産業常任委員会になってしまえば、一本一本の達成率から全部出ていますので、ですけど、他の委員の人は全くわかりませんね。

それは、議会全体の中でやっぱり情報を共有する、価値観を共有するということの持つ意味。それから、やっぱりチェック機能をきちっと持つということ。それを改革内容に加えたいというのが、私の今、町長にこの点についてはいかがですかということをお尋ねしている趣旨ですよ。御理解いただけますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

見解を求められれば、別に否定するものでも何でもございませんし、それは執行者側と議会の関係で、むしろ議会のほうとしてチェック機能も含めて果たしていくべきだと。あるいは、わかりやすく言ってしまうと、進捗状況ということにもつながるかなというふうに思いますけれども、それも例えば定例会ごとに、そういったものについては進捗状況は報告すべしという、これは決め方かなというふうに思っております。

ですから、それを踏まえて、それこそちょっと疑義があれば一般質問なりなんなりということも、それは方法の一つかなというふうには思いますけれども、ただ、執行者の立場で是非それをやってくださいという、そういう認識は持っておりませんが、否定するものではないということでお答えをしておきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（高橋幸雄君） この程度で、あと残り28分間、次の点に進みます。

商店街の再開発ですよ。今、答弁書を見ると、いろいろとあれですね、基本的には例の駅周辺としてという、9番議員も質問していますので、余り後ほどやる議員の一般質問に障害のないようにやるのが先にやる議員の礼儀なものですから、余り詳細に触れません。

ただ一つ言えることは、従来、北海道でも帯広が若干、きのうの新聞かなんかで商業街の活性化法ができましたね。その辺の検討はどんなことになっているのか、まるっきりそんなものは検討に値しないと。

帯広市の広小路でしたか、広小路でどっかやるよう、来年、電信通りですね、斜めに入っている通り、そんなことで要するにアイケアでもって障害者が作ったクッキーの販売店をやる。それは基本的に商店街の活性化法に基づいて、なかなか申し込みがないと、全国レベルで申し込みがないんだと。帯広では

そんなことで、要するに事業費の3分の2補助なんですけどね。そんなことも含めて、何なのかと。今の状況ではどうもならんだろうと。

私は、やっぱりよく死んでも死に切れんという言葉があるけれども、昭和30年代からきちっと街並みなり、街の状況を知っている者として、この状態で歯抜けになってしまったら、本当に死んでも死に切れないという思いなんですね。本当にこれでいいのかという思いをしてならないんですよ。

だから、それをもう少し商店、過日、一般質問したときから時期が相当ずれていますので、商工会とのそういうような空き家商店なり空き地なり、そういうものを含めて協議がなされているのか。

それと同時に、もう一つやっぱり行政がこんな状況で、あとはいいのかと。あなたが就任してから一定の状況が、それまでいろいろなことあったものですからね。例えば核施設の中で保健センターを一緒に入れて、要するに御案内のとおり担当でいらっしゃったから、釈迦に説法で時間の浪費ですから言いませんけどね、大体现状では現状の状況ですね。このままで、私は、果たしていいのかなと。

一方で、今回明らかにされたように、今の信金の前の小公園とかなんかの買収、土地を所有してどうのこうのっていう話も出ていますね。それはどのような形で商店街全体の中でリンクするのか、私はよくその辺の構想は全くわかりませんが、わかりませんが、いずれにしてもこの状況の中では私はいかなものだろうかなと。

さりとて、総合計画の今追加実施計画では全くね、商店街の活性化基金はもちろんございますけどね。その動きがどういうふうになっているのか、全く知るところにないんですよ。現状のままでいって、朽ち果てていいんだということにも相なりませんでしょうね。これは何とか。さりとて、公費を使って云々って、いかに事業展開の中で

やり得るのかと。もっとも、ニーズの問題もありましょうし、地権者の問題もありましょうしね。

だけど、このままでは、私自身も本当に死んでも死に切れないなという。ちょうど私が当選したのは、人口1万3,000人、昭和50年ね。今8,000人弱で、5,000人以上切れたんですね。だから、このままでいって、商店街は最たるものですよ。

だから、首長としてこの辺をね、政策構築をどんなふう考えていらっしゃるのかなと。これは非常に簡単に答えの出せることではないことは当然、次の3点目もそうですが、さりとて答えを出せないからと言っているということは、私はそういうことにならないのではないかなという思いますんでね。

大体経営者がだんだん高齢化してまいりますよね。住宅は老朽、住宅って施設が老朽化。今使っていない大きな食堂、よくあそこで宴会やなんかやった食堂も空き家になってますね。本当に寂しい思いですよ。

だから昔、以前の一般質問の際にも申し上げたけれども、高校に通っているときは、あの三笠通りの突き当たりには日本劇場があって、日活の映画がしょっちゅうやって、よく見て帰ったものなんです。あの横の今の駐車場になっているところは、よく高等学校の歓送会をやるとき、あそこの舞台上で卒業生を送るそういうことをやったり、あるいはペンハーを見たり、モーゼの十戒を見たり、そういう試写会をやったり、いろいろな思い出がたくさん凝縮しているんですね。

だから、そのまま朽ち果ててしまえば、最終的に町が何も事業をやらないのなら、見込みで取得することもないから、みずから撤去するのではないかなという論拠に立つのか。あるいは、今町長がやろうとしている土地の取得を兼ねて、土地を買えば、はっきり言えばフードセンターの跡地のことですよ。あんな方式になってくるとすれば、それであるの老朽した施設だって、町があんな方策をとるのかってということになる。

私は、副町長が総務産業常任委員会に来たお話しが、それ以下でも以上でも知識はございませんけれども、あのときの説明では、私はとてもね、小公園とかそういうことをおっしゃっているけれども、具体的に考えたって、隣が食堂があって駐車場が狭いんだよ、いつも。あれはみんななくなるわけですから。一方で、向かいの信金の横だって空地ですよ、今。信金の横は空地になりましたね。

だから、問題のポイントはここだと思うんですよ。そういう老朽化して営業者もいない、営業者よりも地代がどうなっているかわかりませんよ、人の財産ですからわかりませんが、それをどういう形の中で、やっぱり行政が主導的役目を果たしながら、地権者なり財産所有者なり、もろもろを含めてね。そして、そのことはどういう形で商店街の再開発に結びつけていくかということになるのか。もしくは、抜本的に当初のプランニングのように、今の拡幅工事が終わります。都市計画事業が進んでいると、これだって一部除外して進んでいるわけですから。その後年次に入れるのかどうかよくわかりませんがね。

そうすると、町長、あれですよ、次に出るか出ないかも明確に出馬表明していない安久津町長さんに、こんなことまで答弁を求めるといっても恐縮なんですけども、ただ一つ今の話のメニューの中で言えるのは、補正予算に関連ありますからね、だからそんなことで触れさせていただいていますが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず最初に、現状の商店街の現状を踏まえながら、将来、一口で言えば商業の活性化をどう図っていくんだということでありまして、これはまさに議員からも触れられました再開発事業を、私が首長に就任してから断念をしたという経過もございます。

今の状況というのは、これは全国的にこの問題というのは市街地の活性化、もちろん、その中には商店街の活性化もどうしていくんだと。どこの町でもシャッター通りみたいな感じで、全国各地でこういう状況が起きているという。これは、一口で言えば車社会ということも含めて、一番大きな要因もあるのかなという、そんな認識もしております。

余分なことは別にしまして、これからこのままでいいのかという部分でありますけれども、決して私もこのままでいいというふうには思っておりません。

ただ、とりわけ再開発事業の反省を踏まえると、いわば最終的には先ほどの冒頭の質問でもお答えしたとおり、やはり計画だけが先行しても、結果、その担い手がどうなるんですかということも含めて、これは一つ大きな中止をした要因の一つでありますから。

そこで、私は、これは決して商業活性化に限らず、全般にいわゆる民活民活と一口で言われますけれども、やっぱりこれはやる気のある人、それから展望を含めてあるとすれば、それは行政としては当然限りはありますけれども、そういう範疇の中で頑張る人をどう支援をしていくのか、そして、それが町の活性化にどうつながっていくのか、ここが見えれば、私は最大限行政としては支援をしていくべきだなと、そういうスタンスでこの間いろいろな取り組みをしてきたというふうに思っているところでございます。

そういう中であって、現状、そうしたら町なかをどうするんだという部分でいきますと、冒頭お答えしたとおり、今商工会の中で空き店舗あるいは空き地についてデータベース化をし、そして有効活用などもできないかということで、部会を設けながらそういう検討をしているということも、この間の協議の中で情報としてお聞きをしておりますから、当然そういう形で具現化してくれば、当然その支援はしていくべきだというふうに思っておりますから、先ほどの補助金的なことも触れさせていただいたということでございます。

す。

現実問題、だれがやるのという部分でいきますと、直近の状況でいきますと、銀河ホール21のレストラン部分をどなたが担うんですかということも含めて、これは4者会議の中で詰めていって、最終的には観光物産協会が担うということで落ちついたわけでありませけれども、ここでも議会でも少し質問を受けましたけれども、そこで飲食店組合のほうからどうなっているんだと、情報不足も含めてどうなっているんだと、実は私も想定はしていなかったんですけども、どうしてそうなのという思いもあったんですけども、そんなことの状況だということでございます。

ですから、ちょっと長くなっていますが、少なくとも今の現状をいいというふうには思っておりませんから、そのところはまさしく協働をしながら連携をしながら、やっぱりあるべき姿というのは、どなたが首長になるうが、それは追求していくべきことだなというふうに感じているところでございます。

それから、行政報告させていただきました用地の取得の関係、具体的に旧フードセンターさんのところのことも触れられておりました。

ここで一つ、これはこのことに限らず、我が町の商店街の状況も含めてあるんですけども、ぜひ我が町の特性といいますか、御案内のとおり駅周辺の土地というのは大地主さんがおられて、商売をなされている方も、借地で自分の建物を建てて商売をしてきているという、これが現実でございます。

以前にも何人かの議員さんから、あの老朽化施設は危ないから何とかならないのかという御指摘も受けて、実際に私も担当のときにある建物の所有者の方と話を率直にさせてもらったところ、やはり借地権という問題が出てきているということですよ。そうしますと、建物がなくなれば基本的には借地権がなくなるわけですから返さなくちゃいけないという、そういう問題にぶつかるということ。

そこでとどまっているうちはまだいいですよ
ね。建物所有者、土地所有者ははっきりして
います。

今出てきているのは、こういう経済状況で
すから、本当に残念ながら事業も断念、そし
て法人も解散という、そうすると建物の所有
者が登記簿上は残っているけども、これは地
主といえども手がつけれないという、こう
いう状況も出てきている。これは端的な例
が、室蘭市がそういう例がどんどん出てき
て、これは危険家屋も含めて何らかの対策を
しなくてはいけないということで、そこら辺
も情報収集をさせていただいているんですけ
れども。

今回、補正予算で提案をさせていただきま
すフードセンターのところの、調べば解体と
いうところにつきましては、取得をしたいと
いうところは、当然、ちょっと話はあちこち
に飛びますけれども、将来のこれだけ公共事
業が減ってきている中での公共事業の確保、
これは当然国の交付金事業、有利なものを
使っていく、それがお年寄り対策につなが
ったりだとか、そういうところにもつなげてい
きたいということで。

それから、あそこはまさしく危険建物とい
うこともあって、しかも経営をされていた法
人については破産手続なんかもやっている
という、こんな状況でございますから、そう
いう中の一つとして、有利な土地取得に対し
てはそういう交付金も導入できる。これは北
海道とも下打ち合わせも済んでおりますし、
そういった総合的な観点から今回提案をさせ
ていただいたということでございます。

これは、もちろん議会の立場でいけば、こ
の時期にいきなり総合計画にぼんと出てき
て、補正予算でぼんと出てきたという、この
感は否めないのかなというそんな思いはし
ておりますけれども、私もやっぱり足寄の町
づくり、とりわけ中心部を考えると時には、
やっぱり大地主さん、この存在というのは決
して横によけて進むということではない、避
けて通れないというふうに認識していますか

ら、私はやっぱりこの町づくりを進めてい
く上では、定期的とは言いませんけども、年
に何回かは直接お会いをし、地主さんとの意
見交換もさせていただいているというような
ことであります。

そういう中で、今回こういうことで協議が
調ったといたしますか、合意形成ができたの
で議会に提案をさせていただいたということ
でございますので、御理解を賜りたいなとい
うふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 昼食のため、1時
まで暫時休憩をいたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を
再開をいたします。

8番。

8番（高橋幸雄君） それでは、残り時
間、13分。3点目、時間少のうございま
したけど、お尋ねさせていただきます。

まず、最近、こういうリーマン・ブラザー
ズ以降、グローバル的に経済が冷え込んで
いる中で、最近、私はとみに一流の経済人
のトーク番組、例えば北海道でいえば、ニ
トリの社長であるとか、あるいは日本電
産サンキョーの社長さんとか、いろん
な話を聞くん
ですよ。そんなに不況を感じないって
言うんですよ。孫さんに言わせれば、
100年とか150年とか、1世紀単位
の中で会社の事業を考えていくとい
うようなことをおっ
しゃっていましたけども、ニトリの
社長は30年ぐらい、今ちょうど私
と同じ66歳で、あの方ね。イン
タビュアーに今後についてどう
ですかと言ったら、3年後どうい
うポジションにいますかって言
ったら、3年後はアメリカに進出
していると、こんなことをおっ
しゃっていましたね。これは公の
席で本人も申し上げているから、
名前を出して差し支えないと思
いますけれども。

それと同時に、日本電産の社長
あたりに言わせれば、社員が6,000
人いるそうで

す、6,000人。今、ちょうど年賀状の時期に、来年になるわけですけども、6,000人に1枚1枚年賀状を出すって言うんですね。すごいことだなんて。全部社員を、6,000人をみんな知ってなかったら年賀状を出せませんよね。それは単なる、全部手書きで、一人一人社員の特性を生かして、例えば、あなたは赤い髪よりも黒毛のほうが似合いますよと女子社員にやる。その場合は、客観的にその女子社員をわかってなかったら、言えませんよね。そういうことを含めてやるそうです。

やっぱり最近とみに、そういうような一流の経済人の今のこういう時代に立ち向かっていく会社経営と申しましょうか、すごいもんだなと。それに引きかえ、地方自治体は意外とおぞいになって。これは、このままずっといくと、町長の行政報告にあるように人口が15年後に2,000人弱減りまして、そうすると、行政ってどういうことの役割を果たすのかな、現状の職員ってどういう状況になっていくのかなってという思いをしているんですよ。

私は、ずっと36年間、参与席サイドを見て思うのには、相当やっぱり能力のある方の集団だっていうふうな認識があるんですね。現状ならまだあると思うんですよ、私の今の年数、現状の中で。だから、それを使い切れてないんでないのかなと。

特に経済活性化になったら、何をやっぱり、これから人口が統計学的に減っていくと。一般的に、死亡が100人前後で出生が六十何人で、差が三十六、七人。過日得られた統計表、役場に出した統計をずっと見ましたら、そういう数字になっておりました。今回の中にも記載されておりますけどね、答弁書の中で。このままでは、全然、どうもならないだろうなって。

私は、経済活性化っていったら、経済課だけの担当ではなくて、かつて東北のある首長選挙のときに、このままでは衰退していけないと。衰退してはいけないと。それで、一定

の事業導入、地方自治体がみずから展開できないと。昔のような右肩上がりでないからできないけれども、他の業種、つまり今の状況から言えば、老健施設であるといえますか、民間に依存した形で誘致をしてきたのが焦点になりましたね。その方は当選されました。

あるいは、一方で観音寺市の市長、二十数年前になろうかと思えますけど、結局、自治体の中で一定の経済哲学を入れてやらないと、もっていかないだろうと。足寄町だってそうですよね。担税能力がどんどん減っていった、高齢化が進んで、今一定の介護の療養連携システムの中で雇用が伸びる話のことも町長は表明されていますけれども、それも一つのことでしょうし、あるいは教育委員会だって、やっぱり教育にかかわるもので、定住がなくても何かの形の中で、地元の商店街の弁当が一つ売れるであるとか、あるいは宿泊ができるであろうとか、何かの形でやるっていうのは、各課それぞれにあると思うんです、今ある現在の課の中で。

ただ、大局的に大ごとになんか誘致するなんていうのは、まず（聴取不能）ですね。だから、50年当初、ちょうど当選したときに中川一郎さんにごあいさつに行くのに、当時の小林弘道さんと前議長の石田さんと3人でごあいさつに行って、当時鈴木宗男氏が秘書をやっておりましたね。そのときに行った主用件は会うこともそうですけど、ちょうど小坂山開発とか、一連の中でちょうど右肩上がり経済の中で、そういう時代、あるいは学園都市構想とかありましたね。時代がだんだん推移してきますと、そうならないんですよ、やっぱり今の状況からいくと。

そうすると、今の状況の町づくりの中で活性化して、これだけ雇用を減退させないためには何かあるかということ、やっぱりそれなりに、民間の人は一生懸命自分の今の生活をするだけで精いっぱいだと思うんですよ。そんな調査研究なんていうことにならないと思うんですよ。例えば、さっきの例の商店街の空き家対策の補助金3分の2と言うけど、

問題は3分の1の受益をどうするかということがやっぱり、ということはイニシャルコストでなくてランニングコストでもって事業が成り立つかという問題があるものですからね。

だから、私の場合は、やっぱり我が町の場合は、一定の分野・ジャンルに関係なく、その担当職員がね。この間も、ちょっと住民課長ですか、喫煙ルームで、何とか増収対策は何かないかと。たばこの関係でお話しになりましたね。だけど、今はそれできないと。そうやって何か一つずつでも掘り起こして、それぞれのセクションの中でね、何かを考えるべきではないかなと。そういう意味では、ちょっと私の想定外の自治体の状況なのかなという気がしているんですよ。

その辺、もう少し一ひねりをしないと、このままの統計学的にただ減になっていく15年後、だからさっき議会のコストの話までした。一方で経常経費的なものはどんとかかってくるんですよ。活性化にいい知恵出さなくても、チェックできなくても、政策提言と一緒にできなくても、15年間で4億5,000万円は黙ってもかかる。そんなことはあり得ない話ですよ。

今、ここにいる参与席だったら大体1,000万プレーヤーでしょう、常勤の職員の方はね。1,000万円以下の方はいるんですか。それできかないですよ。それは、本人の所得負担から共済からもろもろを含めて、公共団体負担っていうのは相当の額に及ぶんですよ。だから、先ほど、議会に対する出席要求に、先進地議会では担当の関係ない方は参与席から下がってお仕事をしてくださいと、行政コストが高いついていますでしょうからと。あと、政策提言の説明を受けたら、議会がみずから、どういうことでこのような活性化策は是なのか非なのか、もしくは改善の余地がないのか、もろもろ検討する、自由討議するという、こういうスタイルでいくべきだと言うんですね。我々も、これから議会はそんな形でいかないとならないのかなと思

うんですよ。

ただ一つ、客観的に考えることは、今の統計の状況を見ますと、農も減っているけど林もがたがた減ってますね、就業人口が。それは、やっぱり立地条件にある、今の地の利っていうのはそこにあるんですよ。国道が2本も走っていて、ナショナルパーク阿寒があって、そして事業展開がうまくできないということは、担う人に問題があるんでないかなと。それは我々も含めて、理事者だけの責任でないですよ、それは。我々議会サイドも含めて。先ほど失われた8年というのは、私自身の議員としての失われた8年だなということも申し上げているんだなって。

ただ、今一連の中で、ハード的なものも含まれて土地区画整理をする、国道拡幅事業をやる、それから今度、医療の問題、介護の問題を含めて、こういう問題と同時に増収益になるような、定着できるようなものを、あなた方の町長を筆頭とするシンクタンクの中で何かあってしかるべきかなと。

特に林業の関係は、下川町の例を何回も申し上げてますけど、こぞってこのままじゃ衰退の一途をたどるだろうと。同町と同じになっちゃうだろうと私は見ているんですよ、この状況では。

だから、恐らく町長は次期の立候補表明はしてませんが、心の中では、私どもが今提案いただいている予算から一定の行政報告の内容を精査すると、あなたは次も、そういう熱い思いに駆られて、責任を負ってリーダーに立つんだろうなっていう認識に立っているから、こういうお話を申し上げているんですよ。だから、出る出ないはあなたの勝手だから、これ以上は時間の浪費で言いません。しかしながら、やっぱりそういうところに思いをはせていかないと、私はいけないのかなと。

これは単に理事者だけではなく、我々議会サイドの責任。議員バッジをつける、議員になったら議長になる、副議長になるなんて、そんなことは二の次ですよ。問題はやっぱ

りそういうところまで凝縮していかないと、私はこの町は衰退の一途をたどっていくなという思いをしているものですから。ただ、いかんせん、執行するのは首長以下あなた方ですよ。それをどンドンぶつけて一定の活性化策を出して具現化していくという。一番具体的なのは、林業のこの状況ではだめだろうと。

農は、ここ五、六年をとったって、九十二、三億円の総生産額あるんですよ。就業人口が減っても、総生産額が落ちてないんですね。紆余曲折いろんなことがありますよ。湿害の問題から、80億ちょっとになることないし多いところは92億強になってます。それはあるんですよ、この中でね。だけど、林はほとんどだめですね。例の風倒被害であるからあるぐらいであって、あれは突発事故ですよ。日本の経済が落ち込んだとき、朝鮮戦争が起きて拡大になった、そんなようなことは常に続くわけじゃないんですよ。

そんなことを踏まえて、最後にひとつ、あと残り2分しかないので、議長のお許しをいただいて、きっちりと答弁していただきたいと思います。以上、私の一般質問を終わります。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど例に出されましたニトリの社長さんには、実は我が町も植樹の関係で助成金をいただいてまして、社長さんにも直接お会いをし、お話も若干させてもらいました。それから、日本電産の社長さん、ちょうど私が東京にいるときに、ちょうどテレビを入れたら、ちょうど映ってまして、今お話しあったようなことを、本当に一人一人ちゃんと職員を掌握していて、年賀状には一人一人こうという、とてもじゃないけどまねできないなというのは、私のところはわずか200人強の職員ですけども、これはなかなかすごいことだなというように感銘していたわけでありませう。

そこで、行政の果たす役割、あるいは職員の能力、しっかり発揮をしているのかと。それには、とりもなおさず執行責任者である私のほうからの確かな指示もされているのかなと、そういうところまで思いをはせての御質問だろうなというふうに思っています。

とりわけ、昨年ですから22度の予算編成のときに、会議のときに一つの問題提起をさせていただいたのは、やはり現下の経済状況が厳しい中で、やっぱり雇用の場の確保をどうするかということが非常に重要な問題だということで、予算編成に当たっては、各課でも雇用ということを少し念頭に置きながら予算編成に臨んでいただきたいという、こんな指示も出しているところでございます。

そこで、一口でいけば、総体が厳しい状態でありますけれども、そういう中であって、まさしく議員仰せのとおり、足寄町の今ある状況の中で何に焦点といいますか、重点的に進めていくのかというのは、ある意味、議員仰せのとおり、私はやっぱり我が町の豊富な森林資源というところでいきますと、やはりここだなというふうに思っております。冒頭の質問に対するお答えの中にも触れさせていただきました。

ちょうど国の動きが、まさしく林業再生プラン、そして公共建設物も10月1日から法施行になりました、国産材を使うべしと。これは、まさしく、ちょっとありまして、林野庁にも実は行ってまいりました。私は、お願いということではなくて、現政権が打ち出したこの施策を具現化するための地元足寄町からの提言ということで、政務官に会わせていただいて、プレゼンとまでと言うと大げさかもしれませんが、お話をさせていただいたところでございます。

ともかく可能性あるものについては、ある意味、ちょっと言葉は悪いかもしませんが、飛びついて、何とか地元で実現可能なものがあるとなれば、飛びついてでも何でもいいからということで、そんな思いであります。

当然、それが具現化・具体化するということになりますと、当然、先ほど来から言っているとおり、頑張るところには私は行政としては支援すべしというふうに思っていますから、それは当然、ある程度光が見えてきた中では、議会のほうにもいち早く相談をさせていただいて、本当に行政がある意味、ぎりぎり助成できる限界点はどこなんだということは少し協議をさせていただいて、何とか町の活性化、もっと言えば、一人でも多くの雇用の場の確保ということについて、これはだれが首長になろうと、そのことをしっかりと邁進していくべきだというふうに思っておりますので、とりわけこの間も議員の質問に何回かお答えしているとおり、これは議員の認識と一緒であります。

同じ公共事業でも、山に対する同じ金額、端的に申し上げます。道路、橋等々の公共事業を比べていきますと、やはり雇用の確保という観点でいきますと、これはやっぱり山、森づくり、これにとってもでないけど、他の公共事業はどうでもいいという意味じゃないんです。雇用という関係でいきますと、やはりその点は森林事業についてはすぐれているなというふうに思っていますので、そのこともあわせて、先ほど申し上げました林野庁の中でもお話をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 以上で、8番高橋幸雄君の一般質問を終わります。

次に、11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 通告書に基づきまして一般質問をしたいと思います。

平成23年度の予算についてということで、平成23年度の予算編成は、政権交代後の初の編成作業となると思いますが、厳しい財政状況下の中で、地域主権改革を視野に入れながら自律プランの財政計画を踏まえてのことでなければならぬと考えているところであります。

新年度の地方財政収支の三位一体改革で、当初予算の地方交付税は増額を見込んでいるのか、また、負担金、補助金なども含めての試算となると思いますが、あわせて町第5次総合計画の後期計画、11年度 - 13年度の後期の3カ年は原案どおりに答申され、町づくりの基礎となるという課題であり、予算規模は前年度並みと見積もるのか、具体的な重点項目と安心して暮らせる施策の推進と足寄町の自立再生に向けた課題をどのように取り組んでいくか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

平成23年度の国の予算編成につきまして、総予算の組み替えで、元気な日本復活特別枠を1兆円規模で設定をし、各省庁の予算編成作業が行われ、一般会計予算案の総額を93兆円前後とする方向で、22年度並みの予算調製と報じられているところでありますが、法人税率の5%引き下げや、子ども手当の財源確保、高校の実質無償化、農業の戸別所得補償、高速道路の無料化など、政策予算の財源確保など、調整が続いているところであります。また、地方交付税の別枠加算として、地域経済を活性化する1兆4,850億円の廃止を打ち出すなど、大詰めの段階に入っている状況であります。政府予算案は、この24日に決定を目指しているようでありますので、詳細につきましては、その後を待たねばならないところでございます。

このような中で、本町の23年度予算編成に取り組まなければならないわけですが、例年同様、予算編成にかかわる考え方を、去る10日に行政事務推進会議におきまして示したところであります。来年度は、言うまでもなく統一地方選挙の年でありまして、当初予算は骨格予算の編成となりますので、経常経費と6月定例議会以降の執行では遅いものなどの継続や緊急の案件のみの計上としておりますが、予算要求に当たっては、総合計画を基本に年間予算の積み上げを指示

しているところであります。

先ほども申し上げました国の予算案が年明けに明らかになってくるとあわせ、1月から2月にかけての本町の予算査定作業を進めてまいりたいと思っておりますが、多くの自治体の歳入の根幹となっている地方交付税の行方に大きく左右されますことから、注視をしてみたいと思っております。地方交付税の特別枠の廃止は、予算編成が立ち行かなくなるというような事態になりかねないと、危惧をしているところであります。

いずれにいたしましても、厳しい財政運営を強いられることと思しますので、的確な情報収集に努め、町政の発展振興に努める所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、後藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許しますます。

11番。

11番（後藤次雄君） 今、町長から御答弁いただいた中では、これは今、町長が御答弁したことについては私も理解をします。ただ、そうは言っても、先ほども出ましたけれども、第5次総合計画が既に答申されて、その枠に乗って出発するという事になっていきますのでね。

それで、22年度の当初予算は、大体全部で122億1,000万円ぐらいだと思っております。それで、一般会計が76億5,345万円、特別会計が30億7,133万円、企業会計が14億2,565万円ということで、大体122億2,046万ということになっていますけれども、ただ、今回の7日の定例の補正予算まで、実際には合計で大体132億9,700万くらい、合計で予算補正を含めて多くなっているんですね。特に一般会計では、当初76億だったのが今は85億ということで、大体9億5,256万くらいふえているんですね。だから、そういうところから見ると、全体的に見ると、やっぱり

当初、私がことしの予算を聞いたときは、80億くらいにおさまるんじゃないかということだったんですけど、実際にすると、1億何ぼも上乘せ、これは地方交付税とか、それから補助金とか、いろんなことがあってふえたと思うんですけども、そういうことも含めて、先ほどこの回答にあるとおり、1月から2月にかけてということなんですけれども、編成会議が今月の10日に大体あったみたいですけども、それで大体こういうことも含めて、ある程度来年度予算はことし並みになるのか、それともまだ国会で決まってないから答えられないのかを含めて、それともう一つは、1月、2月の作業を受けて、町長の査定はいつごろになるのかということをお答え願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、町長がお答えをいたしましたように、来年度予算は骨格予算になりますので、内容等々については、本当に後藤議員が最終的に質問された町長査定を踏まえて数字が出てきます。

というのは、今年度、22年度当初予算というのは約76億円ということでございました。ただ、先般、さきにかかれた総合計画の審議会等々の答申もありますので、当然私も財政当局では試算をしております、そういった総合計画の来年度事業をすべて盛り込んだ中の一般会計予算というのは、試行ですけども約76億円ということで、ほぼ今年度の当初予算と同額になっております。

そこから、これから年明け早々に予算要求が出てきますので、それから編成作業に入って、町長査定は2月の中旬を予定しておりますけれども、どれだけ圧縮がかかるかということで、当然政策予算等々についてはカットしていきますので、先ほど76億円と言いましたので、70億円は当然切ってくるだろうということで、この辺はアバウトな話でありますけれども。

もう1点、これも冒頭申し上げましたように、地方交付税は今年度当初予算でいけば歳入は52.7%、50%を超えておりますので、その地方交付税が来年度、先ほどお答えしたように、特例加算の見直しですとか、それから特別交付税の配分の割り当ての変更等々がございまして、この辺が国の方針が固まらないと歳入のほうを確定できないといったことで、例えば、いまもって試算でありますけれども、別枠加算というのが約1兆5,000億円廃止されますと、私どもの町で約1億5,000万円程度のマイナスということになるんだそうです。そういったこともあって、その辺が今後、国の動向を見きわめた中での予算編成になってくるだろうというふうに思っております。

76億円、先ほども言いましたように、総合計画の数字を全部盛り込んだ中でいくと、約76億円ということ申し上げましたけれども、そのときの歳入不足というのは約1億円で基金を取り崩さなければいけないといったシュミレーションになっていることも、申し添えたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） 大体わかりました。

それで、予算の関係で、これは今回の行政報告との関係もありますけれども、ただ、この中で、補正予算は例えばふるさと銀河線代替バスの関係で231万2,000円ですか、これを補正することになっていますね。それはいいんですけども、23年度の予算編成に当たって、23年度以降の例えば代替バスの負担金がどのくらいふえるのか、そういうことを予想されて、そのことも含めて予算編成の中に入っているのかどうか、そこを聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えいたします。

来年度予算の編成作業、先ほども言いまし

たけれども、年明け早々から始まっていくわけですけれども、23年度以降についての関係については、当然査定をする段階で、項目によっては長期計画のやつといいますか、そういった事業もありますので、そういったことで、そういったことも含めて、一定の整理をしながら今年度予算の数字を固めていくということですから、当然関連としてはそういった形になってきますけれども、ただ、今のバスの関係については、今のところ、結果で、ほとんどは基本的には赤字にならない方向で、いろんな角度からいろんな関係者に御努力をいただいておりますので、冒頭から赤字を試算するといいますか、想定をしたそういった予算には当初的にはならないということでございますので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） なぜ、そのことを私は言ったかということ、この間、これも新聞記事なんですけれども、1市5町の事務局の段階で、来年度は相当の各町村の負担になるのではないかと。これは新聞報道ですから、これは私は実際に聞いていないからわかりませんが、そういう報道があったものですから。やっぱりそうすれば、来年度の予算を含めて、ことしは231万2,000円ですけれども、来年はどのくらいを想定しているのかということを知ったのですけれども、今副町長が答弁したとおり、今のところ、そういうことにならないようにやりたいということですから、それはそれでいいと思います。

次に、これも今回、行政報告の中にあつたのですけれども、これは1億4,300万円計上されているんですけども、そういうことになっている。ただ、その中で私が気になったのは、これは24年度からの総合計画では実施になっていきますけれども、ただ、松山千春さんの実家のロケセット、民有地を買い上げた上で駐車場を整備して観光スポットにしたいということになっているんですけれ

ども、ただ私は、ちょっと考えるところがあるのですけれども、このことをやることによって、やっぱり町としての経済効果というのをどれくらい試算されているのか。

それともう一つは、そのほか小公園を目指して町の中心部の廃業店舗、これはちょっとさっき先輩議員の高橋さんが取り上げたようですけれども、その辺があるんですけれども、そこはさっきの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、ただ、私はそれ以上に千春さんの家のロケセットを買い上げた段階で、経済効果がどのくらいあるのかなということも含めて、今回の第5次総合計画に載せているのかということをお聞きしたいと思うのです。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、具体的な経済効果のことが質問ありましたけれども、具体的に数字で計算はしておりません。今回、補正予算に計上しておりますのは、土地開発基金で購入をしている足寄町役場の駐車場用地を一般会計で買い戻すといった予算を計上しております。

今、御質問の件については、行政報告もさせていただきますけれども、今後、土地開発基金において3カ所の用地を先行取得したいということで、その部分の1カ所の千春さんのところについての御質問かと思えますけれども、この部分については、私どもが考えたのは、事業展開というのは今後24年度以降、町づくり交付金事業、そういった事業に該当させながら事業を実施していくということとございまして、当然その段階では、議会の予算措置もしますので、議会の御議論をいただくことになろうかと思えますけれども、当然基本的には、土地開発基金の購入でありますから先行買収ということで、やっぱり事業展開の幅を広げていただきたいと、そういった思いで先行取得をするわけですけれども。

ですから、具体的な補助金の内容等々につ

いては、事業実施した中でないと具体化はしませんけれども、今の町交事業でいけば、用地取得費に40%の交付金が入ってきますので、そういった部分では、有利な条件ですらに一般会計で買い戻せるといったこともありますし、松山千春さんのところの観光的な目的で、どれほどの経済効果があるのかというような御質問もあるわけですけれども、町なかの資源、一つの観光資源としては確かに、この間、足寄観光協会に委託をして、映画ロケが終わった後以降、土日を中心に、あその部分を開放しているところでもありますけれども、料金を取っているわけではありませんので具体的な収入等々はありませんけれども、やっぱり駐車場がないくらいに、そのシーズンになりますと観光客が来られるといったこともあって、今回、敷地を買収して駐車場をつくるといったことを考えているわけですけれども。

そういったことで、町なかに一定程度観光客が集まってきて、それで何らかの形で商店等々に経済効果があるんだろうということで、具体的な提案は後日になりますけれども、後段になりますけれども、先行買収をして用地確保、そういった事業展開の選択肢を広げるために、今回買収をさせていただきたいということで行政報告をさせていただいておりますので、御理解のほどをよろしく願いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） わかりました。

それで、買収した後、これは今までどおり観光協会のほうに委託するのか、町として責任を持ってやっていくのか、その辺の考え方はないのでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 今現在のところ、観光協会に委託をしておりますので、整備後も観光協会にお願いするということで、今のところ私どもは考えております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） わかりました。

それで、次にまた行政報告の中身で、8番議員の質問と重なるところがあるかもしれませんが、私は私の考えで質問したいと思いますので。

地域活性化交付金、これも今回、補正で772万7,000円を提案されているんですね。それで、これは旧法務局の足寄出張所の土地と建物購入ということになってますけれども、これは、今後、このことを来年度に向けて、どういう活用方法を考えているのか。今回、これはかなり古いですから、もし何かするとすれば、予算づけをして活用方法を考えなきゃならないと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

旧法務局の買収でありますけれども、この分につきましては、従来から議会でもお答えをしておりましたけれども、南区のコミュニティセンターといいますか、公民館が廃止・解体をされた後にコミュニティセンターを建設するといったときに、単独で新築をするか、場合によっては法務局を買収をして改造・改修をしてという、2案で説明してきたところであります。今回、南区のコミュニティセンターは、今年度、今建築中でありまして、それは木材再生事業の林野庁の補助金・交付金を該当しましたので、そちらのほうの補助を利用して今建設中でありまして。

法務局の買収でありますけれども、そういったことで、この間、法務局、財務省管轄の資産でありますけれども、先般、足寄町に、そういうお話はしておりましたので、足寄町に購入をしませんかという問い合わせが来ました。価格は、今手元にありませんけれども、七百数十万円だと思いましたがけれども、建物と約400坪の土地が入ってその金額になるわけですけれども、単価的には、土

地代、あそこの評価額は調べていませんけれども、割り返すと約2万円弱の坪単価ですね。700万円で400坪ですから、そういった形になります。土地につきましては、3筆あって、1筆は足寄小学校の正門の若干右寄りになりますけれども、真ん前で。三方といいますか、一方は道路に接してますけれども、法務局は。その残りの三方にわたっては、全部公有地、町用地の中にありまして、そういった部分で、そういった場所的な問題もあって、当然教員住宅の前と後ろの間にある土地でありますので、当然その400坪のうちの1筆については、将来の教員住宅の改築改修に当たって利用していくといったことで、それはほぼ私どもの考えとしては教員住宅用地ということでございます。

問題はその建物でありますけれども、建物については、今現在、具体的に目的があつてということではございません。ただ、今回、これも行政報告をさせていただきましたけれども、福祉関係、福祉・医療・介護・保健、そういった部分のシステムをこれから構築をしていくに当たって、当然、これはきょうの新聞に載っておりましたけれども、在宅介護の支援ということでございまして、そういった部分でいくと、今後、私どもの町でいけば社会福祉協会をお願いをしているんですけども、そういった施設介護の部分での器も当然、現状よりかなり広い施設も必要になってきます。別な目的でいけば、例えばグループホームをまたつくらなければいけないとか、そういったことが今回の計画の中でも一定程度、計画でありますけれども明らかにしているところでありまして、そういった施設利用にということを経第一義的には考えているところで、具体的には今後、相手側もありますので、今後その話を詰めていきたいということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 11番

11番（後藤次雄君） 今副町長から御答

弁いただきましたけれども、今回の行政報告の中でも、福祉の関係を含めて大胆な今取り組みをしているということで、その中の一環として、今言われたグループホームだとか、それから介護関係ですね、これはそういうことに利用することもあり得るだろうという答弁でしたので、それはそれとして、やっぱりそういうことで進めていただきたいと私も思います。

次に、今のことと若干重なるかもしれませんが、今回の行政報告の中で、今後保健医療の介護、保健、福祉の連携する構築に向けた推進状況ということで、詳しく行政報告の中でされていますから、中身についてはわかっています。

それで、若干、これからの計画作成に向けて聞きたいんですけども、今回の策定は、これはもちろん行政ばかりではなくて国保病院、それから我妻病院、それから福祉協議会のこともありますから、具体的に行政報告の中を見ると、1月に国のほうで大体そういう指針が出るんでないかと、それにあわせてということも書いてあったんですけども、それはそれとして、足寄町としてこのことを早急にやるのか、それとも来年度、再来年度、何年かかりでやるのかという、そういう計画はあるのかないのかを聞きたいんですけども。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

行政報告したとおり、現状の進捗状況は、まずは国保病院と我妻病院さんとの間で、まずは従来どおり同じ病院でいい意味での競い合いということではなくて、やっぱり機能分担をし、将来の町民の安心・安全で暮らせるようなところでしっかり連携をしようということで、骨格の合意ができたということでございます。

今後の進め方といいますか、単年度でできるのか、あるいは数年かかるのかということでございますけれども、この連携システムは

まだ詰まっておりますけれども、私は数年かかるというふうに思っております。とりわけその中で、イの一番にやらなくちゃいけないというのは、やっぱりソーシャルワークセンターという、仮称ですけども、そういうふうにならなくて済みますけれども、とにかく今町内にあるそういう福祉に関する施設の情報を全部そこに集めて、とにかく介護を必要するような人、あるいは一定の医療的措置が終わった方の行き先だとか、そういった部分の相談窓口をまずはイの一番につくるべきだなというふうに思っております。早ければ来年度の早い時期につくるべきでないのかなというふうに、私自身は思っているところでございます。

そして、具体的に二つの医療機関につきましては、今のところ、二つの選択肢があるのかなと。新型老健施設なのか、あるいは療養病床なのかというところがありますけれども、これにつきましては、当然転換をすることになれば、一定の施設の改修等々も必要になってきますから、これはとんとん拍子でいきますと、もちろん行政報告でも必要な町からの財政支援も必要だというふうに認識しているというお話をさせていただきましたけれども、これは当然そうは言っても、すべてが町単独でできるかということ、そうではありませんから、これは当然、国の交付金等々を含めて活用させてもらわなくてはならないということでもありますから、ですから、そういう意味では、個々の改修についても、ある意味急ぐということになるのかなと。

ですから、うまく協議が進めば、国の認可等々の手続も必要になりますけれども、何らかの着手というのは、23年度中にできればなというふうに、首長としてそんなふうに思い描いているところでございます。

ただ、システムの中にある、一つだけ言いますと、例えば透析なんていうのは、少しちょっと2年だとか3年を含めて、これはどうしてもお医者さんあるいはスタッフの関係もありますから、それは少し二、三年のスパ

ンの中で、実現可能なのかどうなのかも含めて、詰めの作業をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） それで、今町長のできれば23年中に、なるべく早くという話もありましたから、それで、行政報告の中でちょっと心配なのは、もちろん進めていくことはいいんですけども、ただ、それよりも医師の関係、来年、町長が苦勞して苦勞して足寄に来てもらった医師が、3月までに2人が退職してしまうということになっているんですけども、これが、私は今までの町長の姿勢から見て、恐らく4月にはまた新しい人が来るとは思いますけれども、ただ、これが難しい状況の中で、今の計画を含めて進めていくということになれば、かなり厳しいと思うんですよね。だから、それは町長なり行政なりで考えていると思いますけれども、そこら辺を含めて、先ほど23年と言いましたけれども、そんなことでいけるのかという心配もあるものですから、再度お聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、議員御心配いただいているところ、これは、この構想に着手しようとなったときには、やっぱりまずは根幹の医療を中心にしてという、これを土台に置いているということでありまして。そういう意味では、御心配いただいているとおり、我が国保病院のお医者さんが、最悪の場合は、手当てできなければ3月31日をもって外科の先生2人退職、これは退職願が出てまいりましたから、これは明確でありますから、これが補充ができないというということになれば、これは大変なことになるなという、そういう危機感は現実を持っております。

目下、何とかそんなことがないように、何とか補充できるように、大学病院あるいは医

療振興財団、あるいは東京のほうのこれまでも世話になっている方等々を含めて、あるいは病院のホームページ等々を含めて、お医者さん来ていただけるべく最大の努力をしますんで、何とか4月1日から、少なくとも院長先生、固定医が1人ということだけにはならないように、それは全力で取り組んでいかなければいけないと思ってますんで。できれば、もし心当たりの方がいれば紹介もいただければありがたいなというふうに思いますんで、ありとあらゆる手を使っても何とか確保をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） わかりました。

我々としても、やっぱりそういう考え方で進めるということは、現在まで町長も言ってますけれども、やっぱり福祉を重点的に取り組むという姿勢も示しておりますんで、ぜひそういうふうに計画が進むように（聴取不能）したいと思ってます。

それで、次に総合計画の関係で、これは予算と絡めてちょっとお聞きしたいんですけども、第5次総合計画、今回ここに資料あるんですけども、変更理由書の中で、これは先ほど答弁もあったとおり、17年度から10年間の計画ですから、それで23年度から25年度の変更理由のところ、例えば繰り上げが一部を含めて13件、それから新規が12件、繰り下げが一部を含めて9件、それから中止が2件ということで内容を読ませてもらいました。だから、これを見ても、やっぱり交付金がほとんど主体になると思うのですね。そういうことも含めて、今回、こういう第5次の計画をなされたわけですけども。

それで、今回、この総合計画を実現する、それから来年度予算編成に向けてこれを基本にしてやっていくということですから、私としては、やっぱり実現、策定が目的でなくて、原案どおり実現・実行していくのか、こ

れは町として責任が重いと思うんですね、私はね。だから、来年度に向けて、その役割を果たしていくということになると思いますが、その決意は先ほど8番議員も何回も言われましたけれども、その決意はやっぱりある程度は私は必要でないかと思うんですよ。それで、町長の前者への答えにもあったのですけれども、2期8年間、これは総括もあると思いますけれども、私自身で2期8年、私も2期8年になるわけですけれども、今まで安久津町政で取り組んだことは、最低でも12件か13件あると思うんですね。

例えば、町村合併の問題、それから中心市街地の再編の問題、それから新庁舎の建てかえの問題。これは新築になりました。それから、保育の統合、それから農協の合併、それから農林業にかかわる振興の関係ですね。それから、町立病院の、先ほども言いましたけれども、厳しい中で医師を確保したということ、それから国道の拡幅、それからあと、今回、9月の議会でワクチンの関係、これも全額負担という、いろんなこれを含めても、2期8年の実績は私は非常に評価したいと思うんです。

町長は、そうでないと言うかもしれませんがけれども、私はそういうことも含めて、やっぱりこれだけの実績があるわけですし、そして先ほどの前の人の答弁のときにも、私はいろんなことを聞いてないって言いますけれども、私は聞いていることを言いますから、はっきり。私はいろいろな人とつき合いがあるものですから、いろんな安久津町政のことを時間の許す限り意見をもらってるんですけれども、やっぱり私が聞いている段階では、今まで何も安久津町政2期8年、何か欠陥かそういうのがありましたか、ないですよ。いや、それはないと。それはありませんよと言う人が多数です。ただ、中には、これは批判する人は必ずいるんですよ。必ずいます。どんなことやったって、それこそ100人いたら、10人は絶対反対ということもありますのでね。

だから、私はそういう実績も含めて、今まで実施計画を含めて、ほとんどのことをやっぱり今やり遂げてきているわけですから。それは中心市街地のことも、いろいろな人から、けども、中心市街地の関係は前町長のときの後始末というように私は考えてますんで、そういうことも含めて、今回の国道拡幅、それから今の道の駅の関係を含めて、道の駅も来年3月にはある程度完成することになれば、あと残っている大きなことっていったら、下水道の関係も含めてもありますけれども。そういうことで、ぜひ、2期8年の実績があるわけですから、ぜひ、今回出された第5次総合計画を含めて、ぜひ、安久津町長自身でこれは実行してもらいたい、実現してもらいたいということを、私のほうから一応私の考え方を述べましたので、そのことについて、町長に御答弁いただきたい。

ただ、私は、先ほど前の人が出したとおり、あれから1時間半ぐらいたってますから、昼御飯を食べた後、町長、ちょっと考え方が変わったかもしれませんけれども、それらも含めてちょっとお聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、1点目の総合計画に関してでございますけれども、これは議員おっしゃったとおり、繰り上げして実施したもの、あるいは繰り下げしたもの等々、それはお配りしてありますから見ていただければ、そのとおりでございます。これはどういうことかといいますと、先ほどは申し上げませんでしたけれども、予算編成会議のときにも、これは毎年度お話を申し上げているわけで、職員にもお願いしているわけでわけでありますけれども、総合計画というのは、やはり町づくりの基本の計画ですから、これはもうできるだけ忠実に実行すべしと、これは基本だということでもあります。ただ、そうはあっても、今のまさしく国の動き、これは従来の、昔は補助金と

言っていましたけれども、これが簡単にと言ったら、簡単にと言わせてもらいます、あえて。簡単になくなって、新しい交付事業ということで、制度がころころころ変わるということでございます。

ですから、この総合計画を立てたときには、財源内訳で、こういう国の助成がありますよと。これがなくなるということもあるんですね。一つだけ具体的な例を申し上げますと、実は子どもセンター、あれは実は厚生労働省の補助金をもらって統合保育所を建てるという計画でありました。年度末です。民間がやる分については、従来の補助金があります。自治体がやる場合については、補助金なくなりますと、これだったんですよ。私も年末ぎりぎりですから、冗談じゃないと。この下打ち合わせも、2年くらい前から担当のほうはやっていたわけでありまして。これがなくなってしまうということです。これは大変なことになるなど。でも、ここまで計画を進めてきたわけですから、最悪の場合は議会とも相談をさせていただいて、単費でもやらざるを得ないかなというふうに思っておりました。しかしここは、これは別の、厚労省のほうでなくて建設省、今は国土交通省、そのサイドで公営住宅、これは子育て支援という意味も含めた公営住宅ということであれば、あの地区一帯の中で、子どもセンターもできるかもしれないと。これは職員が、情報を常にアンテナを張って言うておりますけれども、これは見事に、これはひょっとしたら可能性あるかもしれないということで報告がありましたから、すぐ札幌に飛ばしまして、もちろん副町長にも飛んでいただいて、結果的にはそちらのほうの厚労省の補助金からこっちに変わって実は実現をできたということもあります。

ちょっと長くなって申しわけございません。具体例も出しましたけれども、常に総合計画は基本となる計画ですから、当然忠実に実施すべしと。ただし、裏づけとなる財源確保についても情報収集をしっかりとすれと。そ

の時点で、そこがあやふや、あるいはちょっとなくなりそうですよということであれば、これは繰り下げもやむなしという判断をさせていただいて、これまでも取り組んできたということでございます。

ですから、これまた新年度に向かっても、当然これから予算編成作業が始まりますけれども、当然リアルタイムで情報収集をしながら、そういう形で対応してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

なお、後段の私の2期8年の評価については、本当に議員から身に余るような御発言もいただきました。昼食も挟んで、また考えは変わらないかという御質問でございますけれども、それは先ほども申し上げたとおり、後援会からの要請は重く受けとめつつも、やはり相談しなくてはいけない方もいらっしゃいますし、あるいはもっともっと多くの町民の方からも、いろんな御批判も含めて御意見をちょうだいをしながら最終的な判断をしてみたいということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） わかりました。

それで、町長に一言お聞きしたいんですけども、後援会の方も大事なんですけども、8番議員の言ったことも、私の言ったことも大分重いのと思いますんで、その辺だけ受けとめてもらえば。

それで、最後にもう1点、質問になじむかなじまないかわからないんですけども、もしだめだったら議長、とめてください。

それで、これも来年度予算のことになるわけですけども、編成の中に入っているかわかりませんが、今全道各地、道内ですね、外国資本による山林の買収だとか、それから土地の買収とかがいろんなところ出てきますね。特に足寄なんか、森林組合のほうに十勝のある人たちが来て、そういうところがないかという実態調査もしているみたい

ですね。だから、そのことを含めて、足寄町として、町としてそういうことが知らされているのか、もしそういうふうになったときに、そういう対策をどう考えているのかを含めてちょっと。質問が合わないかと思えますけれども、もし答弁がだめだったらそれでもいいです。

以上で、終わります。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

議長（吉田敏男君） 再開をいたします。

答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

率直に言って、外国資本の山林等の買収、この情報は実は私は昨年6月くらいにそのお話、実は王子木材の北海道支店長さんからそんな話を聞きまして、その本も出てるといふことで、その本も実は買って読ませていただきました。

問題は、これがちゃんとチェックできるかということになりますと、今の日本の中における法律の中では、実はチェックし切れないのでですね。しかも、実態をお聞きしますと、いきなり例えば中国の何とかさんという人の名義になるかということ、そうでないみたいなんです。現地法人といいますか、東京のまさしく日本人のどなたかが買われて、それをよくよく調査をしていったら、そこに結びついているということのようでもあります。

王子の支店長さんが言われてたのは、やっぱり今は水問題が世界各地でいろいろ問題になっているということで、どうもねらいは水源林みたいだぞということで、これは今後私どもも注意深く見ていかなくてはいけないなというふうには思ってますけれども、ちょっと聞くところでは、清水にちょっとあったという話を聞きましたけれども、これは純粋に何か別荘用地みたいな状況のようでもありますけれども、どうも本格的なやつというのは、

やっぱり水源林をねらってるということが実態のようでございますから、これはもちろんなかなか厳密にチェックというのは難しいかなというふうに思いますけれども、これまた森林組合等々を含めて、アンテナを張りめぐらせて、そういったことを、ともかく人の手に渡ってしまうと、極端なことを言えば、水だなんて言ってるけれども、ある日、気がついたら丸坊主ということもあるわけですから、そういったことがないように、できる限りの対応はしてまいりたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 11番。

11番（後藤次雄君） ありがとうございます。

それでは、議長、なじまない質問をしまして大変申しわけなかったです。これで終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、11番後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、2番榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

子ども手当支給に当たって。

厚生労働省では、子ども手当制度を設けた趣旨は、次世代を担う子供の育ちを社会全体で応援するという観点から実施するものです。子ども手当の創設の背景としては、少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することが喫緊の課題となっていることがあります。特に子育て世代からは、子育てや教育にお金がかかるので、経済面での支援を求める声が強いという状況にありますと考えを述べています。

このような中、帯広市では、支給した子ども手当の中から滞納している保育料を払うよう促した結果、19世帯が同意し、給食費の滞納についてもそのようにすると検討しています。他の自治体においても、子ども手当支給にあわせ、保育料・給食費などの滞納分の

納付呼びかけ文書を発送するなど、滞納処理に努力しています。

国や町の財政としては、子ども手当は支給するが、徴収すべきものが滞納しているのでは、財政収支が整わなくなり、将来において次世代を担う子供たちを社会全体で応援することが難しくなるのではないのでしょうか。

そこで、次のことについて質問させていただきます。

1、子ども手当の支給について、本町の対象児童と支給状況について伺います。

2、保育料納付について口座引き落としを届けている割合と、滞納者のうち直接納付と口座引き落とし扱いとの割合はどのようになっているか。

3、保育料と給食費の未徴収額の過年度分と当年分について。

4、保育料や給食費の滞納促進業務とその対策について。

5、子ども手当給付口座と保育料や給食費徴収の引き落とし口座の同一化について伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えいたします。

子ども手当支給に当たっての御質問でございますが、子ども手当は次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため、本年4月1日に施行された制度で、正式名称を平成22年度における子ども手当の支給に関する法律、以下、子ども手当法というとする、平成22年度のみの特設立法とされております。子ども手当法の施行に伴い、従来の児童手当は平成22年3月分をもって支給を終了しましたが、児童手当制度そのものは継続され、4月1日からは、子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当が支給される仕組みとなっております。

足寄町における子ども手当の対象児童と支給状況についてであります。町が支給対象とする児童数は12月1日現在723人で、すべての受給者が口座振り込みによる支給に

なっております。

次に、保育料納付における口座振替を届け出ている割合についてであります。平成22年度入所児童175人に対し155件の納入通知数となっており、そのうち口座振替数は71件、45.8%の割合で、残り84件、54.2%が窓口納付となっている状況にあります。

なお、滞納者の中に口座振替の届け出をされている納入義務者はおりません。

次に、保育料の滞納額の状況につきましては、12月1日現在の状況として、過年度分31件、229万9,412円。現年度分につきましては、複数月分をまとめて納入される保護者も多いことから、29件、90万1,780円の状況にあります。

次に、保育料の滞納整理業務と対策につきましては、3カ月ごとに納入に向けたお願い文書を送付するとともに、保護者の児童送迎時において直接納入指導を行っております。また、年度末等の節目に督促書を発行し、年度内の完納に向けた通知をしている状況にあります。

次に、子ども手当の振り込み口座と保育料の振替口座の同一化につきましては、それぞれの手続が保護者の判断にゆだねられており、強制ができないものではありませんが、保護者の利便性や残高不足による保育料の振替不能の事態を減らすためにも、できる限り同一の口座を利用していただく方向でお願いをしてまいり所存でございます。

子ども手当の支給と保育料の滞納整理に関しましては、従来の児童手当と同様に、子ども手当におきましても、子ども手当法第14条により、受給権の保護として子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供しまたは差し押さえることができないと明記されており、子ども手当を一たん保護者が受給した後に、滞納料金等の納入指導を行うべきものと考えており、従来の児童手当においても、支給日に特別な納入指導は行っており、子ども手当の支給に際しても、保育料等

の滞納金納入指導は従前同様の取り扱いとしております。

今後におきましては、子ども手当の支給の趣旨を踏まえつつ、保護者の理解と協力が得られるよう周知を図り、保育料の滞納額の解消に向け鋭意努力をしておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、給食費に関する御質問につきまして、教育委員会委員長から答弁させていただきます。

以上で、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 教育委員長、答弁。

教育委員長（星崎隆雄君） 教育委員会より榊原議員の一般質問にお答えいたします。

子ども手当支給に当たっての給食費の滞納額の過年度分と現年度分についての御質問でございますが、過年度分は47件、150万5,568円、現年度分につきましては、現在のところ7件、26万7,645円の滞納の状況にあります。

次に、給食費の滞納整理業務とその対策についてお答えいたします。

滞納者に対する給食費の滞納整理状況といたしましては、今年度においては、6月及び8月と11月に納入に向けたお願い文書を送付しており、今後におきましても、滞納者に対し、催告書の送付、電話催告、自宅訪問による納入催告等で滞納額の回収に向けて努力してまいります。

また、学校給食費の未納を未然に防止する観点からも、保護者の経済的な問題がある場合においては、就学援助制度等の説明を十分に行い、これらの制度の活用を周知してまいります。

次に、御質問の子ども手当振り込み口座と給食費徴収の振替口座の同一化についてお答えいたします。

現在の口座振替の取り扱いについては、学校給食費納入通知書に口座振替の内容を記載するとともに、口座振替依頼書を送付し、保

護者に周知をしております。口座振替について強制はできない状況ではありますが、今後におきましては、児童生徒の食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることなど、学校給食の意義、役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知を行い、さらに子ども手当の趣旨を踏まえつつ、保護者の理解と協力が得られるよう、できる限り同一の口座を利用させていただくよう周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

2番（榊原深雪君） 細かい質問に入る前に、町長にお伺いします。

町長は、子育て支援重視をして、さまざまな政策を提案し、実行されていますが、町長は支給された子ども手当を何に使ってほしいと考えているのか、伺います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まさしく子育てを支援するために支給されている手当でございますから、やはり子育てに関する費用、これとこれという言い方はできませんけれども、種類を問わず、ともかく子育てに必要なとする経費に充てていただきたいなど、そんなふうには思っているところでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） 最初に、保育料のほうからお伺いしたいと思います。

保育料の納付の口座引き落としをお願いしている割合、どのようになっておりますかと聞きましたら、41.76%ということですね。それで、子ども手当の支給を受け取る場合は100%の方が受け取られてるわけですね。その口座に振り込みということですね。

それで、口座引き落としは、保護者の意思によってお聞きするということですが、これをもう少しパーセンテージを上げていけば、滞納対策も防げていけないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか、福祉課長お願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） お答えいたします。

口座振替がふえて配分もふえる、同じになれば、当然に徴収率も上がるし、手当の有効活用も図られるかなと思うんですけども、現実問題として、なかなか税のほうもそうだと思いますが、いただくものは素直に口座振替の払い込みですか、の手続は応じるんですけども、実際に払うほう、納入の側になると、やっぱり家庭の事情がいろいろあるのかなということで、なかなか進んでいかないのが実情です。担当しては、十分口座振替のほうでお願いしたいということで周知はしているところなんですけれども、なかなかそのようになってないのが実情でございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） 滞納者の場合、いろいろな事情があろうかと思えます。この不況の中、保育料なりを払うのも大変なことだと思いますが、保育料は所得によって支払うようになっておりますね。その中で、このように滞納があるということは、相談業務とかもされていることと思えますけれども、お聞きしましたところによると、21年度は滞納の回収の手だてを行ってなかったというお話を聞いております。それで、ゼロ円ということですね。

なぜ、21年度は何も行っていない状況だったのかをお伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） お答えいたします。

先日、榊原議員さんからのほうからの照会を受けたときに、担当のほうで最終の何とい

いましょうか、毎月、現状の中で3カ月置きに催告業務というのをやっているわけです。これは今も続けているところなんですけれども、この部分が若干例年よりも人事異動等が、理由にはならないんですけども、そういうことで滞った時期が若干あったというのは事実でございます。

現実としては、例えば過年度分の21年度中の収納済み額という意味では、それなりの成果を上げていると、多いか少ないかという別ですけども。これは決算のときに挙げている数字でございますけれども、30件の滞納繰越額のうち5件ほど、分納も含めてですけども、納入はされているということで、一応努力はしてたというふうに認めていただきたいなど。

ちょっと言葉として極端な回答をしてしまった部分があったのかなということで、誤解を与えてしまったということで、大変申しわけないなというふうに思っております。

ということで、通常の場合は3カ月ごとぐらいをめぐりに、滞納の状況を見ながら、それぞれ各家庭に支払いに対するお願い文書、通常で言う催告書というものですか、こういったものを送りながら年度末にまとめて督促書を送っているというのが通常の業務でございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） 業務の内容はよくわかりました。

それで、2点ほどお伺いします。担当業務をされている方は何名なのか。

それと、納入のお願いの文書を読ませていただきますが、保育料の納入についてはこれまでもお願いしているところではありますが、納入されておりません。再度下記のとおり未納額を明示しますので、分割でも結構ですので納入くださいますようお願いいたします。保育料の未納額が多くなると、保育所の事業運営に大きな支障を来すこととなりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。分割納

付の相談や御不明な点等ございましたら、子どもセンター総務担当何々さんまでお電話をお願いしますとなっています。

この中で、何名の方が、最初にお聞きしましたが、担当されているのか。それと、この文書の中で、事業運営に大きな支障を来すこととなりますということの意味合いを具体的にお聞かせ願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） 子どもセンターの担当職員につきましては、事務職員としては1名です。そのほかにセンター長が1人おります。ほかの保育所等については現場の業務に当たっていますので、現実に保育料等の納入通知もしくは滞納処理を含めて、この2名で行っているのが実情です。現実的には、担当の者が日ごろにおいては1名で行っているというのが実情なのかなというふうに思います。

文書の中での事業運営に大きな支障を来すというのは、具体的個々の事業を指していることではなくて、いわゆる保育業務という事業の中で、それに応分の負担をいただくということで保育料をいただいているわけなんですけれども、この保育料が徴収されないということは、イコール収入が減るということになるんですけれども。大きい話になってしまうんですが、実際に保育所の業務の中で、その収入だけで経費を賄っているかというところ、決してそうではなくて、現実に子供に必要な経費分、例えば消耗品でございますとか、遊戯で使う備品だとか、いろいろなものがございますね。それから、子どもセンターであれば、子どもセンターの燃料費だとか、こういう直接的な経費だけでも、この保育料だけでは間に合い切れていないのが実情です。

仮に何人かの方々が納付をおくれたからといって、その部分のサービスを低下するというには当然ならないものですから、同じサービスを提供していくということになるわけなんですけれども、その結果を言えば、い

わゆる他の善良な納入者といえますか、そういう方だとか、当然保育所に入っていない方も含めてなんですけれどもも、一般税金で賄うということになってくるのかなと思います。

そういった意味で、他の事業に対するというのは、保育所業務ばかりではなくて、町政一般全体に対する部分だと思うんですけれども、そういった部分での支障を与えてくるので、応分の負担についてはよろしく願いたいというのが趣旨だと私は考えております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） 先ほどからお聞きしました子ども手当はもう開始されましたね。それで、それから滞納の方がいらっしやるんですね。そういうことを踏まえて、この文書が本当に滞納している方の心に響いているのかとなると、長年滞納されている方は、こういう文言で文書をつくられても、あまりぴんときてないんでないかと、心に響いてないんでないかなと思うんですね。それで、結局、こういう数字がそのまま残っていくんじゃないかと私はこれを調べさせていただいて思ったんですね。だから、これからの保護者の規範意識というのを高めていただかないと、これはずっと整理していけない状況に、なかなか難しい問題があるのではないかと、そこで思っているわけです。

それで、課長もおっしゃいましたけれども、一生懸命払っている方のやはり公平性ということも大事に考えていただいて、この文書のことでもそうなんですが、ある自治体では、子ども手当のことをアピールして、前年度より現年度のほうが5割程度アップした自治体もあるんですね。そういう文書をつくって。だから、その時代に応じた文書を、決まり文句の文書ではなくて、こちらは一生懸命子育て支援をしているわけですから、それにこたえていただくような支援の仕方をしていかなければいけないと思います。

そして、先ほどおっしゃいましたように、

税金を投入していくわけですから、足りない分は。そうしたら、ほかの方の結局事業にも影響をしていくわけですよ。そういうところもしっかり数字を見詰めていただいて、細かい数字ではありますけれども、全国で言えば90億円以上の保育料が滞納しているということで、厚生労働省のほうも何とか滞納対策を進めていってほしいということを訴えますよね。そういうところも、こういう自治体からしっかりしていかないと、国全体の数字をこんなふう膨らませていくことになりますので、そのところも担当者の人は御苦労が多いかと思えますけれども、これからぜひ進めていっていただきたいと思っております。

次に、給食費も同じような質問になりますけれども、先ほどと同じように子ども手当は100%の方が口座振替ということでされていますけれども、給食費の場合も、やはり口座振替ということがすごくパーセンテージが低いんですね。それで、やはり少しでも口座振替を進めていく対策なんですけれども、何名の方が給食の滞納に対して職務についておられるか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

担当につきましては、所長と主査の2名が専任担当になっている現状でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） 2名の方が担当されているということで、給食費のことも守秘義務がありますので、あそこの子は払ってないよとか、滞納してるよというはもちろん口外無用なんですけれども、やはりそれをだれも知らない。払わない人は、だれもが知らないということで、割とそういう意識がないということもとらえられますね。

それで、やはり本当に払えない人であれば、子育ての関係でたくさんの支援の方法が用意されていますよね、自治体のほうでね。

そういうところを利用していただきたいというところを、もっと自治体のほうから積極的にいろんな相談に乗ってあげたり、今の保育料もしっかりなんですけれども、そういうところを進めていっていただきたいなと思えますけれども、そのところのお考えはどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

御質問の中で、やはり非常に経済的に困難な方もおられまして、滞納する方もおられますので、今後の対策としましては、保護者の経済的な問題等があれば、就学援助の制度の活用につきまして周知していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） わかりました。

今の現在の給食額、1食当たりの給食額を教えてくださいたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

1食当たりの給食費の関係でございますが、小学校は1食当たり217円になっております。中学校につきましては、1食当たり265円ということになっています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） この数字を見ますと、年間やっぱり4万円から5万円ぐらいで済むことなんですね、お1人のお子さんで。給食というのが始まったときは、昭和27年、貧困の時代に始まった、完全給食になったんですね。そして、栄養が足りない子供たちが栄養を賄えるように給食が始まって、私たちの世代なんですけれども、本当にその給食が楽しみで、それで栄養をとって、余り育ちはよくなりましたけれども、一応その給食で栄養が足りたというような状況でありました。

それで、今は逆に飽食の時代と言われまして、栄養のバランスが悪くて、学校給食が大切な状況になっています。それで栄養をバランスよくするという役割もあろうかと思いません。それで、私も文教におりますので、栄養士さんからいろいろ献立表を毎月いただきました。そうしたら、本当に豊富な食材で、栄養もちゃんと考えて、バランスもよく献立が考えられたのを支給されているわけですね、お子さんは。それをもし、お弁当であれば、好きなものしかつくりませんね。お子さんの好きなものしかつくりたくないから、結局、バランスが悪くなるということで、本当に給食ですごく大事なことなんですよ。

そのところで、今滞納者に対して給食の納入のお願いはどのように文書を出されているのかお伺いします。

議長（吉田敏男君） 教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

滞納者に係ります納入督促書においては、現在、平成22年度は、6月、8月、11月に納入督促書を送付しまして、滞納がございますので、その分について納入をよろしくお願ひしたいということの依頼を主体にして送付してございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） この文書も見させていただきました。保育料の納入願ひと給食費の納入願ひも、似たような文書なんですね。文書というのは心に響かないということなんですね。だから、この中の文書も、やはりよく滞納者の方の心に響くような文書に、これからもつって、皆さんで考えていただいて、直して、今度からの納入願ひはもっときちっと、本当に相手の方に伝わるような、この文書をもったらお支払いしなきゃなんないなという意欲を出させるような、それは保護者の方の本当に当たり前のことをしていただくために感じさせて、それを一生懸命文書にしてつくっていただきたいと思うんです。

ありきたりの納入願ひではなくて、もっと心に響くようになって、先ほどからくどいようですけれども、そういったことを努力していただきたいと思いますが、どうお考えですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

それは、議員さんの仰せのとおり、私どもも給食の意義というか、給食の効果というものを十分周知した中で、当然給食費を支払っていただけるような状況になるような通知文書ということで、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） よろしくお願ひいたします。

それで、やはり本当にお金がなくて給食を払えない、保育料が払えないという方には、やはり町としては生活保護や就学援助、いろいろ困窮の旨をお話しすれば、きちんと相談の上で対処するというのをされているわけですから、そのところで滞納されているこの数値は、そういう方以外のものにとらえてよろしいでしょうかね。きちっと相談を受けて、その後の数値にとらえてよろしいでしょうかね。よろしくお願ひします。

最初、保育料のほうからお願ひします。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） 現在の滞納額の内容の状況、滞納に至った経過ということなんですけれども、保育料は議員さんが先ほどおっしゃったとおり、所得に応じて保育料が決定されるという仕組みになっております。この所得というのは、前年の所得を基本にして置いてありますので、例えば去年は働いていて課税されたんだけど、ことしは失業しているとか、いろんなケースがございます。ただ、決まりですので、前年の所得、要するに住民税と所得税と両方を見るんですね。ですから、おととしの分と去年の分と両方を見るわけなんですけれども。

その中で、今現在滞納になっている方々の多くと申しますか、部分的に難しいんですが、ちょっと表現を考えているのですが、保護者の生活形態が変更された結果、現在同じ子供さんが今保育所に来てた場合でも、今来ているお子さんについては無料となっているケースが多いです。保育料の基準でいきますと、生活保護、母子世帯、この二つのケースに関しては、保育料はゼロ円なんです。ですから、そういった家庭の状況が変わったことにより、今現在は保育料は無料なんだけれども、前の分は残ってしまっているというケースが結構あったりするんですね。そんなことで、なかなか滞納処理が進まないという現実があるという、すべてじゃないけれども、結構ございます。

あと、通常言われているようなケースの中で、やっぱり意識の問題というのが非常に大きいのかなと思いますので、先ほど給食費のほうで御指摘のあったとおり、やっぱり願います文書をただ漫然と毎年同じような文書でお願いしていくのではなくて、もう少し工夫した納税力を深めるような内容の啓発文書に変えていこうかなということで、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

平成21年度の学校給食費の未納ということで、文部科学省がまとめた資料がございまして、やはり未納の原因としましては、一つが保護者としての責任感や規範意識の問題というのが過半数を超えております。二つ目に、保護者の経済的な問題というのが44%くらいありまして、やはりここにも未納の問題があるということをとらえましたところ、やはり今も就学援助制度ということで答弁いたしましたが、そういった部分の保護者の経済的な問題ある方につきましては、やはり今後におきましても、就学援助制度ということの活用を、対応の方策として十分やっていか

なければならぬということと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） 現在、経済的に困窮されている方でも、前年度が収入なくて今年はあるてもゼロ円なわけですよ、保育料は。だから、そういうことも逆の場合もあり得るんですね。そういうこともありますので、そののところで、やっぱり保護者の方の意識ですね、あるときにきちんと蓄えをしておかないとこういうことになるということの、税金って、そのシステムが今のところそういうふうになっていますので、そういうところもちゃんと意識の中に入れていただかないと、こういうことがずんずん大きくなっていくと思うんですね。

保育料のことでまたお伺いしますけれども、滞納の中でもゼロ円の方から7階層まであるんですか、10階層まであるんですね。その中で、やはり収入の多い方が何か3カ月ぐらいまとめて払うということもお聞きしました。でも、支払いというのは、月謝というのは、25日ってちゃんと書かれているんですね。納付期限がですね。だから、そういうところも、その方は、もちろん払う経済力があるから3カ月で1回でいいやと、そういう認識ではなくて、毎月きちっと25日という決められたことをしていただかないとだめではないかなと思うんですね。

そのためには、口座振替ということも、払ってない方の中にはうっかりして忘れてたとか、今のように後でまとめて3カ月分払えばいいやというような方も中にはいらっしゃるお聞きしました。そののところでやはり一番大事なのは、子ども手当の口座はすべての方が開かれたわけですから、今度は同一化で、そこから給食費や保育料を引けるように皆さん御協力くださいということも、もっとアピールしていただきたいと思いますと思うんですね。そののところで、御答弁を福祉課長と次長にお伺いして、終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（堀井昭治君） 先ほどお答えしたとおり、今現在の納入通知のあり方において言葉の工夫がまだまだしなやかならない部分があるなということを含めて、今後におきまして、いわゆる権利と義務の関係といいますが、そういったことの意味合いの中での保育料の支払いについては、もう少し踏み込んだお願いといえますか、それとあわせて口座振替についても、同一口座にしていきたいと思いますというような形の中で、納入指導もしくは当初の納付書の発付等に努めていきたいなというふうに思っております。

ただ、福祉課の中では、子ども手当を払う側の職場と保育料という受益の立場と両方を持っているものですから、非常に微妙な部分がございます、余計な蛇足な部分になってしまうのかもしれないのですけれども、子育て支援に関する費用といいますが、そういった部分でどれを優先するのかが親の優先順位で非常に変わってくるんだというふうに思っているのです。12月に入ってから、国のほうでも子ども手当の使用目的といいますが、そういった調査をやっている最中でございます。一番多い現状が、国の調査の中では、将来の子供のために向けた貯蓄という項目が一番多いようなんですね。これもまた、今の経済情勢の中で一部否めないところもあるのかなと。

ただ、だからといって、保育料、給食費を滞納してもいいということにはならないということで、あわせて頑張っていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

教育次長（鈴木 泉君） お答えいたします。

質問の趣旨につきまして、滞納者に係る納入督促書においては、子ども手当の趣旨や受給者の責務の明記が必要ではないかということが趣旨でございます。

その答弁につきましては、学校給食費の納入依頼通知書の取り扱いでは、繰り返しになりますが、平成22年度の6月、8月、11月までの納入督促書におきましては、子ども手当等の趣旨等の記載はありませんでしたが、今後の通知におきましては、子ども手当受給者の責務等を踏まえまして、広報・周知に努めるとともに、給食費納入に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（吉田敏男君） 2番。

2番（榊原深雪君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきましたので、ありがたいと思えます。

それで、やはり保育していただいているおかげで働けるわけですね。保護者の方は働けるし、もちろん仕事がなかなか見つからなくて働けない保護者の方もいらっしゃいますけれども、やはり保育をしていただいているおかげで働けるということですよ、やっぱり。そして、給食は、やはりお弁当をつくらなくても、そういうちゃんと栄養豊富な給食をいただけるということの感謝の意味も、保護者の方にもちゃんと意識を持っていただいて、これからのいろんな町の中の子育て支援を、もちろん子ども手当をいただいた方は、それは保護者の方が使うのはもちろんその方の、どの方向に使うかが考えは自由ですけれども、そういった子ども手当の最初の目的、趣旨をきちっととらえていただかないと、これは滞納整理にもつながっていかないと思いますので、このところをよろしくお願いたします。

終わります。

議長（吉田敏男君） 2番榊原深雪君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。3時再開といたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、9番矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

国民健康保険病院の診療体制などについて。

町長行政報告で、外科医師2名が来年3月で退職するとありました。医師確保が困難をきわめている現状にどのように対応しているのか、次のことをお聞きします。

1、関係機関などへ医師派遣要請に町長みずから何回出かけているか。

2、当直、緊急体制など、医師の働きやすい環境づくりをどのように実行しているか。

3、医師定着のためには、町長と在勤の医師との対話が大変重要であると言われていますが、最近1年間にどのように行われていたのか。

4、来年3月に向けて医師確保の具体的対策と現時点における確保の見通しについて。

以上、4点についてと、次に国道沿いの空き地対策について。

足寄町の顔とも言うべき国道に面する土地は、空き地や建物の裏の部分が目立ち、さびれた町という評価につながっています。その対策として、次のことはできないか。

1、買い物などの際、駐車する場所にもできるような道路を整備する。これについては、どこの場所だというふうに聞かれたんですけども、要するに昔は大通りと三笠通り、見渡すことはできなかった、ずっと建物が建っていたから。でも今は、三笠通りが見渡せる、また、三笠通りから大通りを見渡すことができる。そういうふうにあいてしまった土地の利用を考えてほしいということですね。

そして次に2番、国道沿いに、新しく商店を建てる人に補助金を出す。

3、町内の不動産情報、働く場所情報、イベントや観光案内などを置いた休憩所をつくる。

以上について、お願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 矢野議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保健病院の診療体制などについての御質問ですが、1点目の関係機関などへの医師派遣要請につきましては、これまでも随時行っているところですが、このたび外科医師2名から退職の意思が示された11月以降では、北海道地域医療振興財団、旭川医科大学、札幌医科大学に出向き、医師派遣要請を行っております。

2点目の当直、緊急体制など、医師の働きやすい環境づくりについてですが、御承知のように当院は救急告示病院として365日24時間体制で救急患者を診療する医療機関としておりますことから、常勤医師については、平日のみ交代で週1回から2回の当直をお願いし、週末の宿当直につきましては、常勤医師の負担軽減を図るため、大学等からの臨時医師による対応としております。また、学会等出席の場合は、大学等から臨時医師の派遣をお願いし、参加しやすい体制に努めているところです。

3点目の在勤の医師との対話についてですが、議員仰せのとおり、特に本町のように地域医療を担う病院に勤める医師との対話は重要と考えております。これまでも、随時、病院を訪問し、地域医療に必要な医療の形について医師との対話をしております。本年は特に医療と介護、保健、福祉の連携システム構築に向けた協議もあり、多くの協議をしてまいりました。

4点目の来年3月に向けた医師確保の具体的対策と医師確保の見通しについてであります。引き続き大学病院等に対する要請を行うとともに、当院、全国自治体病院協議会、北海道地域医療振興財団ホームページなど、インターネットを利用した医師募集や、人づてによる医師紹介をお願いするなど、あらゆる手段を講じて医師の確保に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、御質問の国道沿いの空き地対策につ

いてのまず1点目でございますけれども、買い物などの際、駐車する場所についてもできるような道路を整備することについてお答えをいたします。

駐車可能な道路の整備については、道路の交通機能を低下させるほか、横断、通行する歩行者や車両にとっては見通しが悪くなるため、交通を危険にし、交通事故の原因となるおそれがあることから、整備することは考えておりません。

次に、2点目の国道沿いに新しく商店を建てかえる人に補助金を出すことについてお答えをいたします。

本町では、中小企業の皆様の経営安定化を推進し、事業運営の基盤となる金融の円滑化を図るため、足寄町中小企業特別融資制度を設け、運転資金や設備資金の敏速適正な金融機関からの融資や保証料の補助を行っております。また、企業の立地を促進するための工場新設または増設に対する投資額に対応した補助や、地元カラマツ材を利用して建設した住宅等へのカラマツ材使用料に対する補助などの制度はありますが、商店の店舗を建設するための補助はございません。

御質問のありました国道沿いに新しく商店を建てかえる人への補助金につきましては、高橋議員の一般質問の際にもお答えしているところですが、空き店舗や空き地の増加に歯どめをかけ、集客力の高い魅力のある店舗を新たに建設するための補助金について、町内商工業活性化の中心的な役割を担っていただいている足寄町商工会と連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町内の不動産情報、働く場所情報、イベントや観光案内などを置いた休憩所をつくることについてお答えをいたします。

町内の不動産情報につきましては、平成22年第2回定例会において榊原深雪議員の町のホームページの充実についての一般質問の中でお答えしているとおり、町が提供できる情報は町で責任の持てる内容のものでなけれ

ばならないと考えておりますが、町では空き家・空き室の情報を保有しておりません。仮に掲載を希望する方を募って情報提供しても、その内容は日々変化するもので、その内容の基本情報は空き家・空き室の所有者に100%依存するため、内容更新を含めて責任を持った情報発信とはならず、困難であると考えております。

次に、働く場所の情報ですが、毎月1から2回、ハローワーク池田から求人情報が送付されてきており、役場庁舎入り口付近のディスプレイボックスに設置しております。これまでも御説明しているとおり、町では就職のあっせん行為はできません。引き続き、ハローワークの求人情報を基本として、情報の提供を庁舎にて行ってまいりたいと考えております。

イベントや観光案内につきましては、足寄観光協会が事務所を置いている道の駅あしよる銀河ホール21が情報発信のセンター的役割を担っております。現在、改修事業を行っておりますが、今後においても道の駅あしよる銀河ホール21で各種の情報提供・発信を充実させてまいりたいと考えております。

また、休憩所の設備については、道の駅が休憩機能も兼ね備えていることから、新たに休憩所を設置するのではなく、道の駅あしよる銀河ホール21で休憩していただき、観光客だけでなく、駅の待合所のとくのように、町民の皆様にも利用していただければと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、矢野議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
9番。

9番（矢野利恵子君） まず最初に、国民健康保険病院関係について。

関係機関などに医師派遣要請に町長みずから何回出かけているかということを知りたいら、11月以降3回ぐらい、3カ所に出かけているということですのでけれども、その前に5

人いた医師が、ことし3月には1人やめたと報告があり、そして9月にも1人やめているんだから、それはその前からこういうことを想定して動いてなければならなかったのではないか。まずそのことについてお尋ねします。第1点目に、もっと前から動くべきではなかったのかと。1人体制になるということで、慌てて動くのではなく、本当に5人の医師が2人になった時点で、やっていなければならなかったことなのではないかと。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

ことし3月時点では、内科医師2人、それから外科医師3名の固定医5人体制がとれていたということでございます。そこで、3月末をもって内科医師1名が退職、そして9月でしたか、外科医師、主にカメラ等を実施していただいた、専門は消化器外科の先生ですけれども、検査等をやっていただきました下村医師が退職というようなことで、今現在いる3名の医師になったということでございます。

後補充につきましては、先ほど来から説明しているとおり、今進めている連携システムの構築等との兼ね合いも含めて、院長先生と幾度となくお医者さんの後補充について協議を重ねてまいったところでございます。

御案内のとおり、今の院長先生は札幌医科大学病院から派遣をいただいている先生でございます。ことし9月だったというふうに記憶しておりますけれども、これは院長先生との協議の中で明らかになってきたんでありますけれども、札幌医大において教授選挙が行われて新しい教授が決まるまでちょっと待ちましょうという院長先生の判断もございまして、札幌医科大学、できれば将来の、確定ではありませんけれども、透析等もやっていきたいという思いも院長先生も持っていますから、できれば端的な話、お医者であればだれでもということではなくて、今考えている構想にマッチした先生、もっと言えば、できれ

ば理想としては循環器内科の先生1名、それから消化器内科の先生が1名、外科については1名ではいいんではないのかというような、こういった細かな相談も進めてきておりました、そういう相談をしている中で、今いる外科の先生が2名一緒に3月いっぱい退職をするというようなことが明らかになってきたというようなことでございますから。

そういう意味で、御心配いただいているとおり、ちょっと遅いのではないかとこの部分、これは御指摘もある意味で合っているかもしれませんがけれども、これはこの間、何もしてなかったかということではなくて、将来の構想も含めて院長先生とじっくり相談をさせていただいて、本当にマッチングした先生を招聘したいという先生の意向も踏まえながら、今現在招聘に向けて努力をしているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） 今、院長先生との対話は本当にちゃんとなっていて、どういふふうにするかということに対応しているということだったので、これからもその対応をずっと続けていってほしいなと思います。

とりあえず町長が何回も何回も出向いて、顔を見知って、そして初めてその情にほだされて、行ってくれるというか、ここに来てもいいよということにもなっていくという話なので、ぜひそれは頑張っていたきたいと思えます。

そして次に、当直、緊急体制など医師の働きやすい環境づくりをどのように実行していたのかなど。つまり、外科の先生方が2人いなくなってしまう。それにはやはり何か事情があったと思う。今聞いてみたら、院長とはとても仲よく話をされていたということだけれども、外科の先生との対話はどうだったんだろう。それが出てこない。外科の先生はどのような気持ちでいたのかということ把握していなかったからこそ、こんなやめてしま

うということにつながってしまったのかなということから、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

外科の先生は、来年の3月いっぱい、さらには古賀先生はたしか5月から着任していただいたわけですから、大体3年間いていただいたことになりますけれども、とりわけ副院長先生については、専門は消化器外科けれども、九州に帰るつもりはないと、最低でも10年ぐらいは足寄で地域医療をやりたいんだと、こういうお話で足寄に着任いただいた以降、何回かお会いする中でお話をさせていただいた経過もございます。

もちろん、着任いただいたときには、医長ということで着任をいただいたわけでありませけれども、副院長が札幌のほうに転出した際にもお会いをして、副院長をお願いしたい。そのときにもいろんなお話をさせていただいて、それこそ専門が消化器外科でありますけれども、先生、学会なんかあれば、事務長に言ってくれというお話をした経過もございます。その学会よりも、地域医療等の学会等があれば、そっちを一生懸命やりたいんで、機会があればそちらのほうに参加をさせていただきたいという、こんなようなお話もずっとしていただいております。

それから、古賀先生とはプライベートでも食事をしたりだとか、そんなこともしてまいりました。

そこで、今回、来年3月におやめになるということになったわけでありませけれども、詳細はちょっと避けさせていただきますけれども、新しく行くところは、これまでの福岡大学の医局で一緒だった先生が新しいところに着任すると、そのときに一緒にやろうというお声がかかったというふうに聞いております。特にうちの病院、例えば町長が関係がよくないからだとか、そういったことのお話は承っておりませぬ。

何せ現役、現役といったらちょっと言葉あれですね、足寄に着任する以前の九州での兩名とも、実績は週に20から30例、手術をどんどんやってたという、本当に手術できるばりばりの先生でありましたから、そんなことで、縁あってうちの病院に赴任をいただきましたけれども。やっぱりそういう意味では、手術までできる症例というのは、何件かは大きな手術もやっていただきました。大変すごい先生だという評判も聞いておりますけれども、やはりそこら辺も一つあるのかなという、そんな気もしております。

これはいかんせん、何とかということをお願いしても、そういうこれまでのお医者さんとのつながり、先輩とのつながり等々もあって、これは残念ですけれどもやむなしだなというふうに思っております。

こういう状況になった以上は、何としても後任の医師をしっかりと探すということに尽きるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） 今聞いてみたら、節目節目にはちゃんと話をしていたと。ところが、これは節目節目じゃよくないんじゃないかなと。やはり定期的に月1回話を持つ、あとは飲み会みたいな形でお茶会などを一緒にやらないかという、そういう気軽な形の中で親交を深めていくべきだったのではないかな。その中で、症例が少ないせいもあるのかなではなくて、本当に症例が少ないから、やはりここには本当は10年いようと思ったけれども、いれませぬというような、そういう親しい話にもなっていくと思う。

そして、そういう問題ではなく、やはりこの町のこの人が気に入ったから、関係がうまくいって病院経営に対してもすぐに取り入れてくれているいろやってくれる、そういうことがあるから、この町にいますよということにもなっていくから、やはり町長との話し合い、ここが今聞いてみたら足りなかった

のではないかなと、それがひしひしと説明を聞いても感じられたわけですけれども。今後、この反省をもとに、新しくもし来られるなら、本当にコミュニケーションをたくさんとっていただきたいなと。

それから、万が一、1人だけになってしまった場合、本当に人員確保できるのか。今の先生方も一緒に当直をやるからこそ、当直は週に一、二回で済むかもしれないけれども。

斜里町で出されたものがあるんですけども、これに書いてあることは、ここも足寄町と同じ病院の先生がいなくてとても困っているところで、新臨床研修医制度、これが入ったためになかなか当直制度がうまくいかなかったと。つまり、臨床研修を受けることは以前は努力規定であったが、医科では2004年から義務化された。制度の導入によって、研修先を自由に選べるようになった結果、研修医は都市部へ集中し、地方の医師数は決定的に不足している。さらに、研修医のアルバイトが禁じられていることで、夜間及び休日の当直業務を行う医師の確保が非常に困難となっている。研修医を労働力として多く抱えることのできなくなった大学病院が、人手確保のため、関連病院へ派遣した医師を引き揚げ始めており、人口過疎地では医療そのものが成り立たなくなるなどの問題になっている。

これは、斜里町ばかりではなく、本当に足寄町でもそうであるから、このことに対して、足寄町はほかの町よりも突出して頑張って医師を確保するためにどのようなことを考えて、そしてどのような行動をしていくのかをお尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

医師不足というのは、これは今始まったことではなくて、全国的に、とりわけ地域医療に関して従事していただける先生が不足をしているという状況が、ここ数年というより

も、10年以上も続いているという状況でございます。そういう中であって、今議員がおっしゃられた研修医制度ということもできて、そもそもこういう地域医療、とりわけ自治体病院の医師確保に最大限努力していただいた大学病院の医局に研修医が残ってくれないという状況が出てきて、これまた議員の仰せのとおり、大学の医局自体、教授自身が自分の医局をどう回していくのかというところで大変な状況にあるということが実態でございます。

そういう中であって、うちの病院の状況というのは、おかげさまでピーク時5名ということで、理想的な体制がとれたなというふうに思っておりますし、それから、先ほど申し上げた緊急、夜間の医療体制も含めてでありますけれども、これは従来からのうちの病院は外科の院長先生のとときには、北大の一外から派遣をいただいた。北大の一外から金・土・日、一定回数の支援をいただいた。院長先生がかわって札医から派遣ということになりました。そうしたところ、札医からもそのところは応援していただけますよということになったということで、経費はかかっておりますけれども、北大の一外も引き続き派遣いただいております。札幌医大からも派遣をいただいております。さらには、循環器の関係でいきますと、北斗病院からも循環器の先生の派遣をいただいております。

それから、先ほど申し上げました下村医師が退職した後、第一病院の消化器内科のほうにお邪魔をして、これは月に1遍ではありますけれども、診察に来ていただけることになりましたし、それから、帯広の協会病院からも、これは循環器内科の先生でありますけれども、この先生も金・土・日。それから、本別の幡医院さんのほうからも、何回か応援をしていただけてるということでありますし、それから、おかげさまで今月の17日から、旭川医大のほうから、また月一でありますけれども、先生が応援に来てくれるというようなことで、とりあえず固定医が固まるまでの

間というのは、そういう体制。

できる可能性のある対応についてはさせていただいて、少なくとも院長先生1人ぼっちといいますが、孤立させるような状況だけは絶対避けなくてはいけないということで、随時そういう対応をさせていただいているということでございますので、まだ後任の医師のめどがついたわけではありませんから、まだまだ努力をしていかなきゃいけないということでもありますけれども、現状はそういうことで、ある意味、2名の方がやめてしまうというのは想定してなかったんですけれども、ある意味、ほかの自治体病院が大変苦労している状況の中にあって、私はうちの病院は医師確保については恵まれているなというふうに思っていましたけれども、残念ながらこういう状況になりそうだということでございます。

それともう一つ、医師不足の関係については、過日、民主党の十勝の行政懇談会があったときに、このこと言わせていただきました。やっぱり慢性的な医師不足の原因というのは、これは私が勝手に思っていることでありまして、具体的なデータは持っておりませんが、お医者さんというのは、これは公立の大学病院を含めて、私大も含めて、毎年相当の数のお医者さんというのは生まれているんですよ。にもかかわらず不足というのは何なのかというと、私の思いとしては、ベッドを持たないクリニック、個人医の開業が余りにも多いのではないかなと私は思っております。ですから、そういう意味では、民主党の十勝支部のほうには、ぜひそのことをある意味、規制をかける必要があるのではないですかという問題提起はさせていただいております。

先日、札幌医大に行ったときに、教授にもその話、私の考え方を言わせてもらおうと、そういったデータというのはどこからも出てないよねという、そんなお話もいただきましたけれども、私の立場でできることについては、そういった考えの発信も含めて、どんどん機会を得て、機会の場で、そういったこと

も発信をし続けていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） 今、診療所、要するに入院ベッドを持たない診療所を開業するのが多いから、そっちのほうに行ってしまうから、それを規制したほうがいいのではないかという話だったんですけども、そんなことを規制するよりも、やっぱり人の情に訴えるということをやったほうがいいのではないかなと。

今までのお医者さんたちだって、なぜ足寄に来たかといったら、九州からわざわざ。何でも、ここから事務長さんが向こうの九州まで飛んだって話を聞いたんですけども。そして、お医者さんも事務長さんを気に入って、もう1年いてくれということで、定年退職してからも、1年いましたよね。高田元事務長ですか、病院事務長ですよ。そういう人と人とのつながりを大切にすることが病院経営に大切になのではないかなと。

物理的に診療所を開業するのを規制するだとか、そんな個人の考えを遮断するような、そういうようなやり方ではなくて、やはり人の心に訴えかけるやり方をやるべきではないかと。私も本当に高田さんのような人が、今まだこの職員であって、まして町長だったら、またこんなふうに病院の先生がいなくなるということがなかったような気がする。実際に、いなくなってしまったし、そういうふうに本当に頑張る人が足寄の町長だったらうれしいなと思うんですけども、安久津町長もそうやって頑張るということを、今後、やってもらえるのかなって。

今までの反省をもとに、本当に2人医師がいなくなった後、1人になってしまったと。5人もいたはずなのに、4人もこの間にいなくなるという、そういうふうな事態を招かないために、頑張ってもらいたいと思います。

今後、残された、もう1人になってしまったわけだから、その先生との意思の疎通

を本当に詳しく詳しく、毎週1回でも毎月1回でもいいから、定期的に話を持つ機会を持つというそういうことをして、病院の医師確保のために頑張っていけるのかどうか、その決意のほどをお伺いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私のそういう意味では力量不足ということをずばり御指摘をいただきました。ただ、言えることは、今の事務長だって頑張ってますよ。プライベートを含めて。

9番（矢野利恵子君） いや、事務長じゃなくて町長が。

町長（安久津勝彦君） あなた、事務長と言ったじゃないですか。

ですから、そういう言い方をされるのであれば、あなたが町長になれば、お医者さんもしっかりと確保できるのかなというふうに思います。少なくとも、私の立場では、最大限の努力をするということは、これは間違いないことでございます。

どうか町長に立起して、町長に就任をしてください。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） お勧めの言葉、ありがとうございます。私も、組織の応援があれば出たいところですけども、私が町長になったほうが足寄町のためにはずっとなると言われていて……。

議長（吉田敏男君） 質問の趣旨に沿ってください。

9番（矢野利恵子君） 今、質問されたから、それについて答えているんですけども。ただ、組織がないので、出ても受からないから、いかんせんそういうことがありますから。

今言ったのは、事務長のことに言ったのではなく、今の現事務長はちゃんとやっていると思いますよ。私は、町長と。要するに、その後の経営については、執行権を持っている

町長と医師との意思の疎通、詳しい話し合いをしなければならないのではないかと。一番権力を持っているのは町長なんですから、それが重要だから、それをやってくれと言っているのであって、問題をすりかえて今の事務長もちゃんとやっているなどと、そんなことを聞いているのではないので、そこを間違えなくて、きちんと対応していってほしいなと。

次に、国道沿いの空き地対策について。

買い物などの際、駐車する場所にもできるような道路を整備するのは、交通の邪魔になると言いましたよね。だけど、今、交通の全然邪魔になっていない場所のことに、これを問題にしているわけです。例えば、三笠通りと国道とを結ぶところで、あいているところが旧カトレアの両わき、この2カ所、あとは直接施行の丸山さんの隣、あと北区のサツドラまでの間では、駅前の角地が加藤時計店の間ですよ。これはL字型にずっと仲通りが見渡せるようにあいている。あと、平沢さんと高橋さんの間があいていると。そうやって考えても、一番町なかの中心部、5カ所も通り抜けることができるようになっている。そこがもったいないから、あれが寂れた感じを与えるし、そこの一部できそうなところに道路を整備したらどうだって、買い物するときにもそこにとめたら便利じゃなかった。それを言っているわけで、交通に不便なところにつくれとは言っていない。

この考えを何か間違えてとられているようなので、この場所に通路なり道路なりを整備するというふうに町民のことを考えてやる気はないか、再度お伺いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

先ほど答弁したのは、矢野議員からの一般質問の通告に基づいてお答えをしたというつもりであります。というのは、買い物などの際、駐車する場所にもできるような道路を整備するって書いてありますよね。いわゆる道

路を整備するということでありまして、その前段にあるのは国道に面する道路になっておりますので、そういった部分では国道ということの意味してるんだという前提で答弁書をつくっているところであります。（発言する者あり）いや、間違えていません。

ただ、先ほど一般質問をする中で、私どもがいただいている通告書につけ加えて、そういう空き家の裏が広いとか、あいているということにつけ加えたのであって、もともといただいた通告文に基づいての回答というのは、私どもの回答は道路に駐車場をつくれという意味でとらえてますので、道路というのは車を走らせるのが道路であって、今の道路というのは、買い物のための道路はつくってありませんので、できないという御回答をしているところであります。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） 質問の趣旨が全く間違われてとらえていたから、違いますよと今言っているんです。要するに、大通りと三笠通りをつなぐ道路をつくってほしいということ言っていたわけで、三笠通りばかりではなくて、北区になったらこれは三笠通りとは言わないから。

副町長（田中幸壽君） それより、お書きをいただければ一番よかったのですが、この文章ではそういうとらえ方になってしまいますから、文章そのものの書き方が…

…。

9番（矢野利恵子君） だから、文章の書き方は申しわけありませんでしたね。ただ、今ちゃんとこちらの趣旨を説明したわけですから、この趣旨に沿った回答をお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） それでは、つけ加えて質問がありましたので、お答えしますが、先ほど矢野議員は4カ所ぐらいの例を出したかと思いますが、5カ所ですか。その5カ所を三笠通りと国道を結ぶ、そ

れぞれの空き地に道路をつくるということは今現在考えておりませんので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） その道路は、ただの道路ではなくて駐車場にできる、買い物をするときに、やはり駐車する場所が必要だから、駐車禁止とはならない道路をつくってほしいということ言っているんですね。

つくる気はないということですが、それじゃあ、今回、どういうことなんだって。今回、職員の駐車場のために、土地開発基金で先行取得して、それを買い戻すというのに、職員駐車場のために何と約1億6,900万円、それくらい買うというのに持っている。職員のためには1億6,900万円出して、町民が買い物するときに使えそうな、その場所には出せないということですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） 後段の部分は別にして、議員は、反問権になるのかもしれませんが、道路をつくれとおっしゃられているのか、駐車場をつくれと言われているのか、道路で買い物もできる駐車場のついた道路なのか、ちょっとその辺が若干意味不明なものですから、道路をつくれと言われれば、そんなに5カ所すべてに道路をつくることはできないということを再三申し上げているつもりであります。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） 何もこれは5カ所すべてにつけると言っているのではなくて、5カ所もあいているんだから、そのうちの1カ所ぐらいはつくってもいいんじゃないかという、そういうことですね。候補地として5カ所もあるよと。5カ所全部につくれなんていう、そんな無理難題を言っているわけではなくて、あいているところにちゃんとしたことをやれないのか、それを聞いているのであって、そして、道路をつくれと言うのか、駐車場をつくれと言うのかというと、要するに駐車場だけれども、道路として使える駐車

場ということをやって。ただ、土地区画整理事業の中では駐車場はつくれないと、だから道路ということで、そこに駐車もできる道路、それをつくってほしい。そう言っているわけです。（発言する者あり）

議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時39分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質疑に移ってください。9番。

9番（矢野利恵子君） 全く考えていないということなので、次に国道沿いに新しく商店を建てる人に補助金を出す、これは商工会の人と相談しながら何とか善処していくということだったので、本当に商工会の人と話し合いながら、全くひどい状態になったがら空きの国道沿い、三笠通りなりの再生に向けてやっていってほしい。

次に、町内の不動産情報、働く場所情報、イベントや観光案内などを置いた休憩所をつくる気もないという。今まで、例えば不動産情報にしたって、別に町がそこに責任を持ってそこに行くというわけでなくて、不動産情報と書いたところに不動産を持っている人がだれでもそこに自主的に物件情報を張ることができるよと。そして、働く人を募集している人でも、そこにこの人を募集ということで、働く人情報ということで置くことができる。そういう場所にしてもらえたらいいなということで、そんな場所があったら便利だということからこの案が出てきたわけですが。

例えば働く場所情報にしたって、ここにある、池北三町のハローワークのやつがね。私もよく働く場所がないかと聞かれたときには、あそこに案内がありますから、ハローワークの池北三町の分のと言ったのに、行ったけれども分からなかった。確かにたくさん書類があって、多分素人が見たら、どれが働く情報の紙か、初めて見る人にはわからない

と思う。私は見たことがあるから、この色のこれだと思って、すぐって本人に持っていったことがあるけれども、とりあえずわかりにくい。わかりやすい場所につくってもらいたいということでこれをやったわけけれども、町長は全然やる気がないということだった。

やる気がないんだったら、一体あの歯抜け状態の町並み、8番議員さんが、こんな状況では死んでも死に切れないとまで表現したあのひどい状態の町並みを、一体どうやって解消していこうという計画なのか、それをお聞きしたい。

議長（吉田敏男君） ひとつ冷静にお願いします。

答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

こういったいろんな意味の情報の掲示板的なものというのは、実は私は体育館にいるときに、ちょっと似たようなことができないということをやったことがあります。それは、いろんなサークル等の勧誘だとか、あるいは周知だとかということ、たしかあのときは記憶ではホワイトボードかなんかで自由に使ってということをやった記憶があるんですけども、ある意味、今提案いただいていることというのは、質問いただいていることというのは、そことちょっと共通する部分があるかなと思ってますけれども、ただ、提案いただいている不動産情報、それから働く場所ということになると、これはまさしく先ほどからお答えしているとおり、町行政がその情報の所有、もっと言えば責任の所在という部分でいけば、極めて難しいなという思いであります。

ですから、後段のイベントだとか観光案内所というのは、これは再三再四、機会あるごとにお話しさせていただいておりますけれども、銀河ホール21というのが足寄町の観光案内を含めて、あるいは町なかの飲食店等々の案内等々を含めて、ある意味、情報発信基

地にしたいという思いでありますから、そこら辺のことについては取り組みをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

御質問にある新たな休憩所をつくれという部分については、ちょっと考えていないというお答えですので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） 全然答えになっていないんですよ。そういうのをいろいろアイデアを出したけれども、そういうのをやらない。やらないんだったら、どうやってこの町を再生していく気だと。どうやってあの空き地を埋めていくんだらうと。その対策はどうなのかということを知っているのであって、掲示板をやらないだとか、そういう問題を聞いているのではない。あの空き地対策をどうやるのか、それを聞いています。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） 失礼をいたしました。

その点につきましては、高橋議員のときにもお答えしたとおり、これは一朝一夕にはいかないということでもあります。ただ、現状認識としては、同じく、今のままでいいのかというと、決してそうではないという認識は思っております。先ほどもお答えをしたとおり、これはやはり関係機関、とりわけ商工会とも連携を強めながら、商工会も具体的な取り組みもしているということで、先ほどお答えをさせていただきましたけれども、いずれにしても、やる気のある方については、何らかの仕組みづくりをして支援をしていきたいというふうに、そういう思いもございますから、先ほどの、前の項目の質問にもあるとおり、新築する場合については何らかの助成ができないかだとか、そういうことも含めて、とりわけ商工会とも連携をしながら考えていきたいというふうに思っております。

一朝一夕にはちょっとできないということ

だけは、これはちょっと御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（矢野利恵子君） わかりました。一朝一夕にはできないということですね。

でも、これは一朝一夕にやらなければ、このまま寂れていくだけで、それはどういうものか、できないと言われたらできない、しょうがないなって、それだけのことなのか。やっぱりできる人が町長になってくれたほうがいいのかもしいけれども。また、安久津さんは勧めましたが、自分が勝てるというすごい自信があるからこそ、そういうことができるのかなと思うけれども、こちらは負けるというそういう自信があるから、それにはこたえられないですけれども。

これは本当に何とか一朝一夕にできないことをやってしまったからには、一朝一夕にはできないなんてことを言っていないで、本当に真剣に心の底から取り組んでもらいたい。そうじゃなければ、本当に町がなくなってしまう。何のアイデアもない、一朝一夕にはいかないということですから、これ以上言ってもらえませんか、これで質問を終わります。

議長（吉田敏男君） これにて、9番矢野利恵子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月16日午前10時より開会をいたします。大変御苦労さまです。

午後 3時47分 散会